

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	白 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	花 本 則 之
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	伊 藤 仁 士
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久 保 田 誠 司
下 水 道 課	長	武 田 昭 典
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次 長		多 幾 山 晃 年
参 事		木 原 晴 彦
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
町 民 サ ー ビ ス 室 長		奥 谷 正 則
環 境 セ ン タ ー 所 長		百 本 哲 郎

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任	中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第35号議案 海田町財政状況の公表に関する条例の制定について

日程第3 第36号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第37号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第38号議案 平成22年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 第39号議案 平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 発議第5号 消費税の増税に反対し、食料品非課税を求める意見書案

追加日程第1 発議第6号 山岡寛次町長に対する問責決議

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、議題とする前の議案の撤回についてお知らせいたします。昨日、総務文教委員会委員長から委員会提出議案第1号、環境センター焼却炉棟の早期解体を求める決議案及び委員会提出議案第2号、海田中学校への早期のプール建設を求める決議案を撤回したい旨、申し出がありましたので、会議規則第18条第1項ただし書きの規定により、議長において許可いたしました。よって、議事日程から削除いたしております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第7に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。1番、大江議員。

○1番（大江）1番、大江です。大きく3項目について質問させていただきます。

1点目、町内放送について。デジタル放送になって約4カ月になろうとしていますが、

広範囲の町民より、以前より聞こえにくくなったとか、全く聞こえない、近くの者は音が大きくてたまらないなどの苦情がこのごろ随分聞くことが多くなりました。中には、役場へ文句を言いに行ったよとの声も。また、この放送は、命にかかわる事項についての放送はしますと聞いています。そこで、次の点について質問します。

1、難聴地域について業者の方が調査していると聞いていますが、調査はまだ進行中ですか、それとも終了していますか。その後の経緯をお聞かせください。

2、よく聞こえないという町民の声をどのように対処されるつもりですか。

3、7月13日に大雨のため、小学校・中学校が登校中止になりました。連絡として連絡網やメール発信でされたようですが、安全パトロールをしている方で、知らずに出られた方もいたようです。このような件は大切なことなので、放送するべきではなかったかと思うのですが、いかがお考えですか。

4点目は、質問というより提案です。住民参加型で、地区別に試験放送の日程、時間を決め、可能な限りその地区の町民にそれぞれの場所で聞いてもらう。放送するときも、どこの場所から放送しているかを伝え、町民の意見を参考にスピーカーの方向や音量の調整などを図っていったらどうだろうかと思うのです。ただし、試験放送をする場合、地区に事前に知らせること、日常働いている人もいるような日程を考慮することも必要だと思います。全部の町民が聞こえる満足のいく放送は難しいと思いますが、努力をする必要があると考えます。お考えをお聞かせください。

2項目め、里道の管理等について。大正8年、道路法が施行され、すべての道路は国のものとされていましたが、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、平成17年1月1日の時点で道路として機能している里道については平成17年3月末までに市町村に無償譲渡されました。機能を喪失したものについては、平成17年4月1日、国、財務局・財務事務所において直接管理を行うこととされました。いわゆる里道、法定外公共物は町の所轄財産になったということです。法定外公共物とは、道路法、河川法等の法律の適用や準用を受けない公共物です。そこで、質問します。

譲渡されてから5年余り、町の風景も住民の生活もさま変わりしてきました。若い人の中には里道を知らない人もいますが、5年間の間、国から譲渡された海田町の里道はどのくらいありますか。

5年間の間、現状調査をされたことがありますか。

5年間の間、里道であることを知らずに田畑や宅地の一部とされてしまっているのも

あるかと思いますが、その場合、行政としてはどのように対処されるのでしょうか。

今現在機能している里道を許可なしに占用していることがわかった場合の対処は。これは、町の財産だけではなく、住民の生活道路となっていたものが使用できなくなることは住民の不利益にもつながると思うのですが、お考えをお聞かせください。

機能を喪失した里道は町の判断で売り払いすることができるとなっておりますが、もし調査の結果そのようなところがあれば、売り払いする考えはありますか。

大きく3点目、コミュニティバスの変更案について。8月に出された町の変更案について、右回りを避けるため、倍の時間をかけてまで貫道橋を経由しなくても、何か別の方法があるのではないかと、小型タクシーから10人乗りぐらいのワゴン車で行ったらどうかなど、議員から意見が出されましたが、その後、変更案の検討はあったのでしょうか。その後の経過についてお聞かせください。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

大江議員の質問に答弁をいたします。

まず、町内放送についての質問でございますが、1点目の難聴地区に関する調査につきましては、施工工事の中での音達調査は終了しておりますが、その後につきましては引き続き地元からの情報を得て個別に対応しております。

2点目の町民の意見への対応については、町民の方からいただいた情報をもとに個別に音量調整等を実施することで対応してきております。

3点目の臨時休業の放送につきましては、今後は自宅待機の場合にあっても町内放送を実施いたします。

4点目の住民参加型の試験放送についてでございますが、先ほど答弁したとおり、現在は町民の皆様から個別にいただく情報をもとに適宜調整を実施してまいります。

続きまして、里道の管理についてでございますが、1点目につきましては、新たな譲渡はありません。

2点目につきましては、現況調査までは実施しておりません。

3点目につきましては、事実が判明次第、適切な指導を行ってまいります。

4点目につきましては、占用物の撤去等の指導を行ってまいります。

5点目につきましては、周辺地域の状況を調査した上で売り払いを検討していきます。

続きまして、コミュニティバスの変更案についての質問でございますが、今議会後に

地元説明会を開催する予定ですので、新たな変更案はございません。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）先ほどの答弁で、個別に対応している、それから個別に意見を聞いて採用しているとお聞きしました。それは6月の定例会で総務部長さん、それから生活安全課長さんからのお答えに、難聴の場所は情報を得た上で、それぞれのそこに立っておるスピーカー、そこに向いているスピーカーのボリュームの調整、方向の調整などによって1年間メンテナンスをしていただくようになっておる、その中で調整させていただくつもりですというお答えをどちらの方からもいただきました。それからもう既に3カ月ですが、個々に声はいっぱい入っております。個々に対応するという事は、一つ一つ動くとは今度はほかのところでは不便なところが出てくると思うのです。それよりも一斉に住民とやった方が効果は上がるのではないかと思うのですが、いかがお考えでしょう。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）試験放送についてのご質問でございます。確かに大江議員の言われる、地区ごとでの試験放送ということも1つの方法ではあるかと思えますけれども、現に放送自体を聞く方については、これは個人個人で大きな差がございます。聞こえるか聞こえないかの差が大きく出てまいります。また、聞く状況、家屋の密室の中で聞かれるか、または家屋の窓をあけて聞かれるか、家の外部で聞かれるかといったことによって随分状況が変わってくると思えます。そういった意味で正確な検証というか、そういったものがなかなかしにくい状況に逆になるのではないかというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）ですから、検証が条件によって違うということなのですが、いつか海田の広報に、一度放送を聞いたなら窓をあけて聞いてくださいというのが確か載っていたと思います。それで、それ自体聞こえない人もいます。まして、今、部屋が、外の音が入らないようにしていますので、家の中におれば聞こえないことも多々あると思います。でも、全般的に聞こえなくなったという声はかなり大きく聞かれます。特に国道筋なんかは、私も実際に言われた場所に立ってみました、かねの音だけは聞こえますが、人間の声、デジタルの声は一切聞こえません。それで、国道筋なんかは騒音の関係もあると思いますが、そういうところもいたし方ないということで見逃してしまうのはどうかと思うんです。そういう場合はやはり騒音の関係上、個別の受信機を勧めるとかそういう

方法もあるのではないかと思いますのですが、やはりもう少し住民の側になって、そして住民参加型であって妥協面をすれば、聞こえないところがある程度出ても、じゃ、受信機で補おうとか、そういう方向づけになるとは思うんですが、今のままですと、聞こえない、聞こえない、聞こえない。じゃ、役場に届けがけない限りは動かないということになります。議員が皆さんからの声を聞いてそちらに報告するよりも、個人別で行った方がそういう対処をされるのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）大江議員さんの言われる国道沿いであるとかそういったところは聞こえないというご指摘でございますけれども、確かに国道などの幹線道路沿いのように常時車両通行による騒音が発生するところや、高層ビルとか新幹線の高架、または東広バイパス等の高架のような、地域を縦断して音達を境にする場合、どうしても聞こえが悪くなります。すべての地域で一律で同じレベルで放送を聞けるということは現実に困難であるということをご理解していただきたいと思っておりますし、今後、今の住民参加型の試験につきましては、現在、個別でご意見をいただいたところに関しまして、職員が直接現場に行き、そして実際に6時の放送等を確認しております。その中で判断させていただいている場合もございますということでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）デジタル放送はアナログよりもよく聞こえますということで、確か以前よりも柱を10本少なくしたと思うんですが、済みません、その10本の柱を削った場所がわかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）旧放送機器からスピーカーの柱は10本少なくなっておりますけれども、その場所でございますが、まず西浜保育所にもともとあったのを廃止しております。そして、明神公園にあったのを廃止しております。それから港町公園、稲荷町の恵比須神社のところにあったもの、三迫川と国道2号線が合流しているところ、国信一丁目の町道87号線沿いにあったもの、堀川ちびっこ公園にあったもの、それから、これは月見町10番地内でございますが、私有地に1本立てさせてもらったものを廃止しております。また、南大正町の、これも私有地でございますが、これも1件廃止しております。それから、曙町の町道204号線沿いにあったものを廃止しています。この計10件でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）今10カ所聞きましたが、その中で南大正町の方から、以前あったのがなくなったので、全く聞こえなくなった、そういう意見が入っております。やはり柱をどける場合、本当にどの範囲内に行っているのかとか、アナログからデジタルになる場合の距離感とかそういうものはやはり計算に入れているとは思いますが、そういうのも、柱をのけたことで聞き取りにくくなった、本数を減らしたことで聞こえなくなったということもあると思います。もう一度そのところを検証してみる必要があるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）今、大江議員さんが言われた南大正町の件につきましては、これは当方としましてもご意見がございましたので、直接うちの職員が現場に行きまして、放送が聞こえるかどうかということの確認をいたしました。その中で、あそこの一番近いところが安芸消防署になるんですけれども、安芸消防署からの音量を少しボリュームを上げました。それによってかなり改善したというふうに思っております。そういったことで、確かに全体的に基数が、柱が少なくなったことによって、その周辺地域で聞こえにくくなったということは現実に起こっていることではあるかとは思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）現在デジタルですけれども、3施設はアナログ仕様となっているところがあると思います。県営海田月見住宅、昭和公園、町道3号線、明神町と書いていますが、ここは現在もやっぱり以前のものを利用してのアナログ仕様でしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）そうでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）マイクの方で短距離とか中距離とかありますよね。済みません、再度確認ですが、マイクの中・短・長距離の分でどのくらいの距離をマイクの放送、例えば中距離だったらどのくらいまでの距離、短距離はどのくらいの距離というのを知らせてください。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今、放送の距離でございますけれども、ストレートホンでございますと、これは1キロぐらいは届くということでございます。そのほかのものにつきましては

は近距離、300ぐらい、500ぐらいでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）それはスピーカーのマイクの直線で1キロとか300とか思うんですが、横幅、振幅ですね、その幅はどのくらいか、わかりますでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）横幅につきましては、ストレートホンは真っすぐでございますので、横幅はほとんどございませぬ。そのほかのものについては円でもって大体聞こえるということでございますけれども、スピーカーそのものの方向がございませぬので、丸くじゃなくて、ある程度の角度はとれるということでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）先ほど個別に対応しているということでしたが、どうしても聞こえないところは、希望者があれば個別受信型というんですか、4万から5万ということなんです。そういう方向を町としては打ち出していく必要があるのではないかなと思うんです。やはりどうしても聞こえない、聞こえない、全員聞こえないことはわかっていますが、全く聞こえない地区においては、やはり不安で不安で仕方がないという声も聞きます。それで、個別受信型を考えてみる必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。その場合、町として半分補助をするか、そういう方向も考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今、第4次の総合計画の中でも提案しておりますけれども、防災ラジオを考えております。これはこっちの方が安価でございますので、その補助の方法につきましてはまた詳しく検討してまいりますけれども、500基からできるということで、単価としてはこちらの方が安くなりますので、この方法でもって検討してみたいと思えます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）里道の件ですが、現在、現況の調査をしていないということですが、昨日私もまた違うところの里道へ行きましたら、里道の行った先で行き詰まりというんですか、柵をしまして、全く通れない状態のところもありました。それで、里道というのは、ここからここは里道ですよという、現況調査はしていなくても、里道の印というものは町側としてはされているんでしょうか、お聞きします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現場に標示等はありません。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）やはり今、正直言って、若い方が里道って何と。私も最初は里道（さとみち）と読みましたが、里道を知らない方が随分いますし、今の情勢下の中ではやはり公用のものと私用のものという区別を何らかの形で知らせていく必要があるのではないかと思います。特に田畑とかそういうところとは違って、密集している場所なんかは結構住民が通り道としているところが多いんです。それがあの日、急に通れなくなったといたら、里道の役目を果たさなくなります。それでそういう、今から、せつかく譲渡されたところの、海田町の財産となるわけですから、やはり調査をする必要があるのではないかと思います。いかがお考えですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）確かに現況の調査をすべての里道においてやるというのがベストだとは思いますが、限られたマンパワーで、譲渡されたのが全部で2,600ぐらいあります。その箇所をすべてそういった形で現況調査をするというのは難しいところがありますので、今言われたように、議員さんからご指摘があったところ、住民さんからご指摘があったところ、そういったところについてはその都度適切に対応していきたいというぐあいに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）今、答弁でやはり住民からの声でということだったんですが、里道について住民自身もわからない方もたくさんいます。それで、里道についてやはり住民としてはどうしていいかわからないという方もいますので、広報か何かなどで里道ということの大切さというのを知らせていくべきではないかと思うんです。わかっていて里道を私物化とかそういう方も中には見られるような感じもしますので、そうなると、今まで利用していた者が結局利用しなくなる。そうするとあとは、利用しなくなるとそれは自然消滅してしまっ、売ってくださいという形に、悪く言えばそういう形もとられてしまうということになります。やはり住民が里道として、近回りと言うとおかしいんですが、遠回りしないで、すつと行ける、それがだんだんだんだん、わからないうちに取り込まれてしまうという現状も中にはありますので、やはりそういうところを住民の声だけでなく町民に里道とはこういうものなんですよというのを何らかの形で知らせていく方

向が要るのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今後検討していきます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）済みません、さっき箇所が2,600カ所と言いましたけれども、これはもし金額がわかりましたら。大体お金にすればどのくらいになるか。わからなかったら結構です。わかりました。

それから、コミュニティバスの件ですが、4次海田町総合計画基本計画素案の中で、交通網の整備の中の課題として、住民ニーズや地域の実情などを踏まえながら効果的なコミュニティバス等の運行に取り組むとともに、持続可能な公共交通運行について検討する必要がありますとうたっています。ぜひとも住民ニーズや地域の実情などを踏まえ、このことを忘れずに取り組んでいていただきたいと思います。以上、質問を終わります。

○議長（久留島）7番、岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。3点について質問いたします。

まず、都市計画税の導入について。第4次海田町総合計画によると、大規模な都市計画事業にも対応できる弾力的な財政基盤を構築するとして、都市計画税の導入を検討するとありますが、いつごろ導入するのでしょうか。日本中が今不景気な中、不定期雇用や失業などで生活不安が広がっています。また、海田町でも国民健康保険税や住民税が支払えない人が数多くおられます。先般の選挙では、消費税の増税を言った政党が国民から支持を得られず、議席を大きく減らした現実を見れば、増税は民意に反していると言えます。そこで、質問いたします。

1、海田町で大規模な都市計画をするとありますが、具体的にはどのような計画ですか。

2、今、増税を言えば、都市計画について住民の支持は得られません。大規模な都市計画ではなくても、住みよいまちづくりは住民参加のまちづくりなら増税なしでもできるのではないのでしょうか。大企業を潤すよりも、地域に根差した小規模な業者に仕事を回し、景気回復のきっかけにもなるのではありませんか、お尋ねいたします。

入・通院費の助成について。海田町では入院費を小学校6年から中学校3年に延長するそうですが、いつごろ実現するのでしょうか、質問いたします。

熊野町や府中町、廿日市市では一部負担金を取らずに、県下でも、病気になってもお金を気にせず子育てしやすいまちとなっています。海田町内の病院では医療費が払えない子どもたちの実態はどのようになっていますか。

小学生の通院も助成と同時に一部負担金をなくしてはどうでしょうか。子育てしやすい住みやすい海田町になってほしいとの声も上がっています。町長の考えはいかがでしょうか、質問いたします。

3番目に、病児・病後児保育事業について。前回質問していますが、子どもたちが病気になっても急に親は仕事を休むことができません。子育て真っ最中の親は大抵若く、これからの海田町を支えていく人たちです。病児や病後児の保育をぜひ海田町でも始めてほしいという声は、そうした働く人たちの切実な願いです。第4次総合計画の中で病後児保育事業をするとありますが、いつどのように事業を始められるのでしょうか。計画の中身と時期はどのようになっているのか、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に答弁いたします。

まず、都市計画税の導入についての質問でございますが、1点目につきましては、現在、本町が事業主体の大規模な都市計画事業としては、海田市駅南口土地区画整理事業、都市計画道路中店小学校線及び新開蟹原線整備事業のほか、総合公園整備事業や公共下水道整備事業などがあります。また、その他にも広島県が事業主体の広島市東部地区連続立体交差事業や関連街路事業などがございます。

2点目につきましては、今後、土地区画整理事業や連続立体交差事業等の大規模事業が実施されれば、今よりもさらに厳しい財政状況が続くと思われまます。したがって、事業実施に当たっては、町民の皆さんの負担増にならないよう、事業の優先順位や費用対効果等を勘案するとともに、事業期間の見直しや事業費の平準化等についても検討してまいりたいと考えております。

なお、都市計画税については、新たな財源の確保という観点から、将来的な検討課題であると認識しておりますが、当面導入する考えはございません。

続きまして、入・通院費の助成についての質問でございますが、1点目につきましては、平成23年4月から実施したいと考えております。

2点目につきましては、病院で治療費が払えない子どもの実態については把握はしておりません。

3点目につきましては、一部負担金の廃止には多額の財源を要することから、これを見直すことは考えておりません。

続きまして、病児・病後児保育事業についての質問でございますが、現時点では第4次海田町総合計画の前期計画期間中で検討することとしております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それでは、再質問させていただきます。都市計画税、当面はそういう事業をとらないということだったんですけれども、それじゃ、なぜ今の総合計画にああいうふうな表現になっておるんでしょうか。それは削除してもいいと思うんですけれども。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）事務事業のところで掲げてございますけれども、将来的な財源の確保ということを考えた場合には、検討して、それを住民の皆様方に明らかにするということが必要だと思って掲げております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それで例えば仮に検討される場合だったら、1,000分の1から3ですか、具体的にそういうふうなことをされるといいますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今後それぞれの都市計画事業の中身と、例えば都市計画税を導入しなかった場合の財源構成がどうなるか、そういったようなことを検討するということになるかと思えます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）私は思うんですけれども、確かにどんどんそういうふうな大型事業を進めて海田町が発展していく、そのことが本当に町民の人にとって、ハード面を見たら、発展もするけれども、その代わりにものすごく負担もかかる、そういうふうなのが本当にいいのかどうかというのがこれからもあると思うんですよね。それよりもまた違ったまちづくりというのか、住民の人との協働というんですか、そういうふうな方向もあるのではないかと思うんですけれども。その場合に、例えば海田町単独でやるわけじゃないでしょうから、国とか県の補助金とかそういうふうなものもあると思うんですけれども、それを実際にするんだったら最大限それこそ国とか県のそういうふうな補助とかを活用していかないと、今言われたこの事業だけでもすごい金額ですから、それはとても海田町だけで、都市計画税を取ってもそう簡単にいく事業ではないと思うんですけれども。

それこそさっき言われました、優先順位をつけてとか、事業を先延ばしというんですか、そういうふうなことをしていても、それは本当に今の経済情勢というか、それが好転するようなことはなかなかないと思うんですけれどもね。やはり優先順位というか、なるべく最大限、町民の方の負担というんですか、これ以上の金銭的な負担というか、そういうふうにならないようなまちづくりというか、そういうものを考えるべきだと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）優先順位その他も十分考えてまいりますが、今、議員がおっしゃいました、先送りしてはどうかということに対しては、いずれの事業に対しても逆にできるだけ早く完成をというのを望んでいらっしゃる声もございます。大規模事業というふうにおっしゃいましたが、いずれの道路も今の狭い現在の道路事情を打開するためには必要な事業。ただし、その財源をどうしていくか。議員がおっしゃいましたように、まず国費・県費等をどう活用していくかでございますが、いずれもすべてを国費・県費でやれる事業はございません。いずれかの部分については町の一般財源を使わなければいけない。そのときに、例えばスピード感を重要視するのか、それとも負担を軽減するために期間を延期するのか、そこら辺はまた皆様方と一緒に検討していく課題かというふうに思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）確かに道路の問題でも、早くしてくれというふうな声があると思うんですけれども、やはり今の連続立交にいたしましても、大分町当局も頑張って、当初の予算よりも海田町の分はかなり少なくなっておると思うんですけれども、こういうふうな努力を続けられて。それこそ都市計画税ということになったら、もうこれは大変なことになると思うんです。これは極力というか、絶対に取らないような方向で行政を進めてもらいたいと思います。

それと、入院・通院の一部負担金やなんかなんですけれども、よく町長は子育てしやすい海田町と言われるんですけれども、この問題に限っても、今、広島県でも、熊野町とかなんかもそういうふうな一部負担金は取っていないし、子育てしやすいというスローガンが県内で一番進んでいるとかいうふうな状況じゃないと思うんです。周りはどんどん進んでおるけれども、海田町は当時のままというふうな状況で、今見ましても、広島県で、小学校や中学校の医療費補助の問題でもそんなに進んだ部類じゃないんですよ

ね。むしろ、ランクを3つぐらいにしたら、下の方の部類になっておるんですけども、やはりどんだんほかのところが進んでそういうふうないい制度をつくっておるといふか、そういうふうな状況の中で、一部負担金でも通院やなんかでももう少し年齢を上げるとか、そういうふうなことは考えられる余地はないんでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）乳幼児医療の年齢拡大につきましては、町長がお答えしたとおりでございます。来年からは中学校を対象に入院部分について検討してまいります。一部負担金につきましては、昨年度の決算ベースにおいても1,400万ぐらいの一部負担金の経費がかかりますので、現状の財政状況を踏まえますと、そこまで無料にするということは非常に難しいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それはそうなんでしょうけれども、それだったら今度は子育てしやすいまちというふうな看板を少しおろさにかいけんような状況になってくるんじゃないかと思うんです。そういうふうな看板をやろうと思うたらそれなりのやっぱり費用というか、経費がかかるけれども、やっていかにかいけんのじゃないかと。そうしないと、ほかのまちとあまり変わったような状況、どこでも同じじゃないかと。海田町だけが子育てしやすいというふうなことはないぞという格好になってくると思うんですけども、その辺のところをどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）子育てしやすいまちと申しますのはあくまでも乳幼児医療費の支援をするからということではなくて、ほかの施策をトータルとして実施することによって、子育てしやすいまちづくりを目指しているということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それはそうなんですけれども、ほかの自治体も同じようにそういうふうな格好でやっておるわけなんですよね、ほかの施策も含めて。だから、海田町だけが特別にそういうことで特化しておるとかいうふうな状況じゃ今はないということなんですよ。その辺のところの認識がどういうふうになって、これから子育てしやすいまちづくりをしようと思ったらどういうふうな格好にされるのかというところをお伺いしたいんですけども。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど課長が答弁いたしましたけれども、トータル的な中での子育てしやすいまちということでございますので、個々での比較ではないと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）個々の比較というよりも、今、ほかの市町もやはりそういうふうな、どこも少子化で、子育てというところには力を入れておるわけなんですよ。それで、海田町だけが今まで頑張ってきたんですけれども、皆、今追いついてきたというか、同じような格好になってきておるわけなんですよ。その中でさらに進めて子育てしやすいまちにするというふうなことがやっぱり必要だと思うんです。だから、そういうところを踏まえてどういう方針というふうなのをお伺いしたかったんですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）すべての事業についてトップを目指すということは非常にいいことかもわかりませんが、各市町の独自性等がありますので、本町においてはこの事業については現行を、非常に財政的に厳しい状況もございますので、一部負担金はご負担いただくということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それと、先ほどの海田町の病院で医療費が支払われない子どもたち、そういうふうな把握をしていないという回答だったんですけれども、そういうふうなことがあるという認識はありますか。親が行ってなかなか子どもの、医療費というんですか、窓口負担、これを払えないから病院と相談するというふうなことが実際にあるわけなんですけれども、あるという認識はありますか。認識というか、知っておられますか、そういう実態を。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）病院において医療費が払えない、これは子どもに限らず大人の方もおられると思います。この状況についていろいろ機関と相談をされている状況があるということについては把握はしております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）大人の人も大変なんですけれども、子どもというたら、払うのは親なんですよね。そういうのはご存じなようなんですけれども、それがどれぐらい増えておると

か、最近になって多くなったというふうな認識というのがありますか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）個々の状況については把握はしておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）実際にそういう方がおられるわけなんですけれども、なかなか把握というでも難しいかもしれませんけれども、やはり病院とのいろんな連携で、ぜひともどういうふうになっておるかというのは把握してもらいたい。できないこともないと思うんですけれどもね。そういうことをしてもらいたいと思います。

それと、病児・病後児保育なんですけれども、ちょっと答弁がわからなかったのも、済みませんが、もう一度そこのところをお願いいたします。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）病児・病後児保育につきましては、町長答弁の中で、第4次総合計画の前期計画の中で検討してまいりたいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）4次計画の前半で検討するというふうなことなんですけれども、4次計画というても、前半というとは5年間で27年ぐらいになろうと思うんですけれども、具体的な検討というのはもう着手されておるのか、全く今から着手するのか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）前期計画の5年間の中で検討するというところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）この前、7月の終わりごろですか、福祉厚生委員会で熊野のみらい保育園、あそこにも病後児保育というのがあるということで、視察に行かせてもらったんですけれども、その中でも費用の面とかいうのが結構かかってなかなか大変で、定員そのものも3名と、少ないような格好の中だったと思うんですけれども、やはりそういう近隣というか、あれはちょっと都市部のことよというんじゃなく、やっぱり近隣でもそういうふうなことをしていますし、民間の病児保育、病後児保育という施設もありますから、さっきの子育てじゃないんですけれども、やはり海田町でもこういう面だったら率先してやってもらいたいというふうに思うんですけれども、4次の総合計画の前期の中で検討するということがあったんですけれども、ぜひとも前向きな検討というんですか、具体的

に施設というか、病院とタイアップするのか、あるいは保育所内でそういうふうな施設を別個につくるのかということも含めまして、具体的に4次の基本計画の前半の中の、後半部分じゃなくて、それこそ前半の部分の前半のところで早期に実現するというふうな決意というか、そういうのを伺いたいたいですけれども。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）方法論等々も踏まえながら、前期計画の中で検討を進めてまいります。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）この問題も前期計画で検討されると言われましたけれども、なるべく極力早く実現するようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（久留島）5番、宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像でございます。大雨災害対策について、2点ほど聞かせていただきたいと思ひます。

去る7月14日の大雨につきましては、時間雨量が過去に例のないほどのを記録しております。町内各地でのり面の崩壊や道路冠水が起きております。特に東海田公民館付近の道路については冠水がひどく、通行どめを行いました。残念ながら、通行どめをする前に乗用車が入りまして、立ち往生を行ってまいりました。町全域の中では県道矢野海田線に雨水幹線の整備の完了が間近に迫って、広域的には進んでいるものと思ひますけれども、この地区についてはおくれれており、少しの雨でも冠水することが多く、抜本的な対策が必要と考えております。その対策について具体的に町の方で案があれば、お願いいたします。

また、今回の災害の中で寺迫一丁目の寺迫交番前の護岸の一部が崩壊いたしました。崩壊部分の下側はコンクリートによる保護が施工されているので、倒壊は逃れましたけれども、三迫川や唐谷川は昭和20年の台風災害により河川の決壊が相次いだために、川幅や堤を高くするなどの対策を講じたために、その後、決壊は起こっておりません。しかし、施工が空石積みのために、石積みの裏側が空洞になっている場所が多くあります。今までも崩壊が数カ所で起こっており、護岸の崩壊を防ぐためにコンクリートによる保護や目地を入れたりして対策は講じてはおりますけれども、まだ未施工の部分が多くあります。同じような崩壊が起きる可能性が十分あります。大雨における災害防止のためには対策を講じる必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。

大雨災害対策についての質問でございますが、1点目につきましては、現在、曾田付近の浸水を解消するため雨水計画を変更する業務を発注しており、その結果をもとに今後の浸水対策を進めたいと考えております。

2点目につきましては、今後、同様な被害の発生する危険性が高いと思われるため、今年度町村会を通じて広島県へ三迫川の護岸改修を要望しております。今後も西部建設事務所とは連絡を密にとり、護岸不良箇所の早期発見、早期対応により災害の未然防止に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）現在、曾田川付近の雨水計画について変更を考えておられるということですが、どのような計画変更を考えておられるのか、わかれば教えてください。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）現在検討しております業務について効果があるかどうかを検討しながら、現在、海田東公民館に竹貞ポンプがなっておりますので、それを今度は竹貞、今の元関西軽金属がございましたところの用地も一部買っておりますので、そちらに移すという考え方で認可の変更を行いたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）認可の変更をされる予定で今おられるという説明でしたけれども、された後、じゃ、実際にそれに着手していかなければ解消しないと思うんですけれども、着手はどの程度のところまで考えておられるのか、もしわかる範囲でご説明いただきたい。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）現在認可変更がございますので、それが今年度末にできれば、業務的に間に合えばやりたいと思います。間に合わなくても、来年度変更しまして、その後、実施設計図を組みまして、遅くとも24年度から工事を行えばと。財政当局との打ち合わせもありますので、それを考慮して行いたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）地元の方は随分これを要望されておりますし、大変被害をこうむっている方が多いと思いますので、できるだけ早い時期に、1年でも繰り上げてやっていただくよう。

それからもう1点、現在通行どめを行っておるところに軽自動車が入ってきたと思うんですけれども、実際には全体的に道路冠水はしたんですけれども、他の、多分サンユアーズの方も同じような冠水だったと思うんですが、そのぐらいの深さしかなかったですが、1カ所低いところがあって、そこがぐっと低くなっているために、そこに突っ込んで軽自動車が動かなくなっておったんですけれども、確かに1カ所ほど低いところがあります。たちまちの、今から完全に直しても完全に冠水が直るとはまだ思い切れない部分もありますので、例えばそういう部分だけでも道路を高くするか何かして対策を練る、特にワイテックの横あたりですか、国道2号から入ってくる、あの辺は一部低くなっているところがあるので、その辺はやるべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現場の状況をよく確認して対応策を検討してみたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ぜひとも現場を確認していただきたいと思います。

次に、三迫川、唐谷川の問題のある、崩壊が起こっているいろいろな件のことについてでございますけれども、県管理の河川ということで、町が直接施工するというのは難しい部分があるとは思いますが、ただ、全体的に石積みの裏側がすいていることは事実でございます。いつまた崩壊が起こるかわからないのではないかと思いますので、できるだけやるようお願いしていただきたい。

それともう1点、3年ほど前だと思うんですが、下水道工事の施工中に唐谷川沿いの横の堤の道路の中で、幅が約1メートル、長さが6メートル、深さ1メートルぐらいの道路陥没が起こっております。下水との、防水工事との直接の因果関係は多分はっきりはわからないとは思いますが、工事ではなくて、それは下の方がすいていたから道路陥没が起こった可能性が十分ございます。特に三迫川、唐谷川というのは定期バスから循環バス等、重要な交通網が堤の上を走っている路線でございます。もしこういうところでそういう崩壊等が起これば、大きな災害につながる可能性がありますので、是が非でも早い時期に河川の補修を着実に実行していただけるよう要望していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今、議員が言われたようなことも踏まえて、町も早急な対応を県に

要望しております。重ねて、早急にやっていただくように強く要望していきたいというぐあいに思っております。

○議長（久留島） 9 番、渡辺議員。

○9 番（渡辺） 9 番、渡辺です。2 点について質問させていただきます。

1 点目に、A E D 設置場所の周知について。A E D は突然心臓が停止した人に電気ショックを与えて救命する医療機器で、2004 年 7 月から一般住民も使用可能になり、全国に普及が進んでいる。本町においても公共施設や小・中学校に設置されている。消防庁が昨年 12 月に発表した統計では、心停止患者に一般住民が A E D で応急処置した場合、1 カ月後の生存率は 43.8% で、使用しなかった場合の 9.8% と比べて約 4.5 倍も上昇しており、救命効率向上の効果は上がっている。こうした救命活動で重要なポイントはスピードだと言われております。ある日突然、目の前で人が倒れた。呼吸を確認すると心臓は停止状態だった。こんな状況に居合わせたとき、近くの A E D 設置場所をどうやって探すか、いざというときの見つけ方が大事だと考え、次の点についてお尋ねします。

まず 1 点、G P S、衛星利用測位システム機能のついた携帯電話を活用し、直ちに最寄りの A E D 設置場所がわかる検索システムを導入してはどうでしょうか。

2 点目、町広報にも町内の A E D 設置場所一覧マップを掲載して、広く町民に情報提供してはどうでしょうか。

2 点目に、大雨対策について。梅雨が明け、本格的な夏が到来した日本列島に、今年も梅雨前線の影響による集中豪雨災害が各地で相次いだ。本町においても、7 月 13 日は 1 日当たり 83 ミリ、7 月 14 日は 1 日当たり 83.5 ミリの大雨が降り、特に 7 月 14 日の午前 8 時 40 分から 9 時までの 20 分間には 20 ミリの豪雨を記録しております。この大雨の影響で、曾田、国信一丁目、寺迫二丁目地域で一部道路冠水があったが、迅速な通行禁止措置がとられ、大事には至らなかった。しかし、自然の営みとも言うべきもので、今後も避けることはできない。そこで、次の点についてお伺いします。

まず 1 点目に、排水路の容量を超える大量の雨水が流れ込み、この地域はたびたび道路冠水を余儀なくされているが、今後の対応はどのようにお考えでしょうか。

2 点目に、瀬野川河川敷は健康づくりの広場として多くの町民が活用されている。大雨洪水注意報・警報が発表されると回転灯が点灯する増水警報システムを河川敷下降口に設置して安全を確保するお考えはないでしょうか。以上です。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 渡辺議員の質問に答弁をいたします。

まず、AED設置場所の周知についての質問でございますが、1点目のAED設置場所が携帯電話で検索できるシステムの導入についてでございますが、検索システムは複数の自治体が共同で広域的に行うことが有効に機能することから、町単独での導入は効果的ではありません。このため、広域で行う状況になれば検討したいと考えております。

2点目の海田町所有の公共施設に設置してあるAEDについては、町のホームページに掲載しております。その他の民間企業や医療機関等については、設置者の事情もあると思いますので、今後検討したいと思っております。

続きまして、大雨対策についての質問でございますが、1点目につきましては、先ほど宗像議員に答弁したとおりでございます。

2点目の増水警報システムについてでございますが、広島県では河川利用者への安全意識の啓発を行うため注意看板の設置や広島県防災ウェブなどの情報提供を行っていることから、現在のところ、増水警報システムの設置は考えていないところでございます。

○議長（久留島） 渡辺議員。

○9番（渡辺） 再質問をさせていただきます。まず、AEDの、町単独では効果が少ないという答弁でございましたけれども、やはり大きな複数の自治体でやると効果があるということなんです。私も調査したところ、ポータブルサイズの利用料というのが月5万円で、年間60万プラス消費税がかかるというぐらゐの費用がかかるということを調査しておりますけれども、広域でないといけんというのであれば、これは救命活動でございますから、広島県各地にこのAEDの普及というのは進んでいると思います。そのことから、広島県にこのシステムの導入を要望するとか、声をかけていくとかいうようなことはお考えではないでしょうか。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） AEDの普及活動については町村会とか、県の町長会等でいろいろ検討しておりますが、現在のところ、先ほど質問のことについては検討の課題の中に上がっておりません。

○議長（久留島） 渡辺議員。

○9番（渡辺） それと、広報への掲示はもう既にやっておるということだったんですが、これは広報にはマップを掲載されておるんですか、場所だけですか。

○議長（久留島） 総務課長。

○総務課長（植野）これは町のホームページの中のまるわかりマップというのがございまして、そちらに施設名が書いてありまして、そちらにAED設置場所の掲示はしております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）町のホームページというのはこれですね。AEDを載せてあります。ただ、これはAED専用といたしますか、それを載せていただくような方法は検討されていないんですか。

それともう1点、AEDを載せていただくのであれば、今ここは公共施設だけ載っておりますけれども、やはり民間の企業とか、あるいは施設、ここにある部分も一緒に載せるといたしますか、掲示するといたしますか、そういうお考えはございませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほどの町長答弁で申しましたとおり、民間事業者につきましてはそういう公表することに対する意思が不明確なところもございまして、そういうところを少し研究させていただきまして、その上で、おっしゃいましたようなAED専用のマップについて考えてみたいと思います。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）今の民間の施設の掌握が難しいということですかね。そういうこともあると思うんですが、先進地では全部、AEDを民間の人が設置したら役所に届けるような方法をとっておられるところもございまして、そういうふうにして普及啓発を進めておるところもございまして、少しそこら辺を研究していただきたいと思います。

次に、大雨対策について、宗像議員に説明したのと同じという答弁でございましたけれども、実際に、私が指摘しておりますこの地域、ここがたびたび道路冠水しますよね。これは大体どんなですか、1時間当たり何ミリ降ったら冠水するんですか、あの辺は。その辺の数字を教えてください。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）1時間当たり何ミリかということでございますけれども、先月の場合が時間当たり36.5ミリということでございます。通常20ミリを超えたら危険な状態になるというふうに考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）宗像さんの答弁でありましたように、まず、雨水計画を発注して整備して

いくとありまして、一応23年度に調査して25年度から実施していく、工事をしていくという答弁があったと思うんですが、今後の治水整備といたしますか、これは1時間当たり何ミリの降雨量を目安にしてこの整備をする予定でございますか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）計画的には時間雨量50ミリです。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）これは政府が出しているのが50ミリですよ、1時間当たり。しかし、最近、ゲリラ豪雨といたしますか、そういう非常に雨量が局部的に急激に降ると。どこに降ってくるかわからんのですが。そういうこともあって、そのもう少し見直して60ミリぐらいにしてはどうだろうかというような話も出ておりますけれども、その辺はあくまでも50ミリですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（野間）一応現計画では50ミリでというふうなことで考えておりますので、財政的なこともありまして、大きくすれば大きくするほどいいんですけれども、やはりポンプの径もありますので、そこらのところを考慮しながらしますと、やはり50ミリぐらい程度と考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）それと、最後の瀬野川の河川敷への増水警報システムは導入する考えはないという答弁をいただきましたけれども、やはり今までの各地の水害の事故といたしますか、急激に水が増えたときの事故、この事例を見ますと、近年、さっきも言いましたように、突然ゲリラ豪雨というのが降ってきて急激に一気に増水が起こるという事例が全国で起こっております。そしてまた、大雨洪水警報が出ても、実際に河川敷におる人、現場の人は知らないというんですか、そういう事例があつて結局は事故に巻き込まれております。そういうことがあつたら、やはり下降口に今の増水警報システム、もしこれが難しいのなら、そこにでも看板ですか、掲示板ですか、そういう注意報、警報、警戒するような注意を促すような看板をつけるというお考えはないですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）瀬野川の注意喚起につきましては、県管理の河川であるという形で、県が設置することになっております。そういう面で、現在県においてはそういう看板、増水時に近づかないようにしましょうというようになっておりますが、町としては、それ

よりも防災無線を使いまして、最近も大雨警報が出たとき、それから、これは東広島市あたりに出た場合に結局流れてまいりますので、そういうときには防災無線を使って、河川に近づかないようにしましょうという放送を、このところも警報が出た段階で出しております。今後もそういう、町としては防災無線を使っての周知を考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は10時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。大きく3項目数点について質問いたします。

まず、保健事業について。現在策定中の第4次海田町総合計画基本構想に掲げてありますが、第2節、施策の基軸と基本施策の中で、保健・医療・福祉サービスが充実し、一人ひとりが健康で過ごし、地域の支え合い、助け合いがしっかりとしていることは、安心して暮らせるまちづくりの基盤的な条件と言えますとあります。保健事業の充実が掲げられております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、現在、がんは年間34万人の方が亡くなり、死因の第1位を占めて30年近くなります。2人に1人が罹患し、3人に1人が亡くなるというのが現実でございます。そのため、予防施策、早期発見のための検診の重要性がうたわれております。そこで、まず質問いたします。

2009年度から、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳、及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付され、女性特有のがん検診における受診促進を図られてまいりましたが、この女性特有のがん検診推進事業を平成23年度以降も継続して行われるお考えはないでしょうか。

次に、3月議会でも取り上げました子宮頸がんワクチンへの公費助成でございますが、国も平成23年度には予算化する方針で、国の補助率は現在の情報では3分の1ではないかという情報がありますが、町負担が求められると思います。しかし、この子宮頸がんワクチンの重要性は大きいものがありますので、町は負担があっても実施されるお考え

はないでしょうか。また、対象年齢はどのようにお考えになっておられますでしょうか。

続きまして、妊婦健診の公費負担につきましては、妊婦は健診費用の心配をせずに、必要な回数、現在14回程度ですが、妊婦健診が受けられるよう、平成20年度、国の2次補正予算で妊婦健康診査臨時特例交付金が創設され、都道府県に交付されましたが、期間が平成22年度までとなっております。そこで、質問いたします。

平成23年度、国が拡充部分の9回分を廃止した場合でも、14回分の妊婦健診を受ける方には助成を継続されるお考えはないでしょうか。

次に、その部分の地方財政措置分を国が廃止した場合は、同じく町は負担をしてでも妊婦の安心のための健診事業を継続されるお考えはないでしょうか。

続きまして、教育問題について。まず、学校教育問題でございますが、近年、小・中学校において問題行動が表面化しております。また一方で、教員の資質が問われております。そこで、質問いたします。

教育委員会として町の教育のあり方をどのように考えておられますでしょうか。

各小・中学校の学校要覧についてどのように認識され、指導されておりますでしょうか。

次に、海田中学校において体育授業で水泳がなくなり10数年が経過しておりますが、過去に生徒にアンケートで水泳授業の有無について調査されたことはございますでしょうか。

近隣の市町村の中学校のプールの設置状況はどのようになっていますでしょうか。

また、プールがあります海田西中学校における平成22年度の水泳授業の時間数はどのようになっていますでしょうか。

次に、学校にプールを新設する場合には、平成23年度から補助が厳しいという報道もなされておりますけれども、その点はどのようにお考えになられておりますでしょうか。

次に、小・中学校の英語教育について。各小・中学校に設置されました電子黒板が後づけ可能な液晶テレビですけれども、各小・中学校の台数はそれぞれ何台となっておりますでしょうか。

平成23年度から英語教育が始まりますが、来年度、各小・中学校に何台ずつ電子黒板機能を設置されるお考えでしょうか。

次に、電子黒板を活用しての授業のための教員研修を教育実践研究奨励事業を活用して重点的に行われるお考えはないでしょうか。

次に、公民館における情報化社会に対応する教育活動の推進とありますが、各公民館に設置してありますパソコンは購入して数年が経過しておりますが、住民サービスのためにも更新するお考えはございませんでしょうか。

続きまして、県の事務の権限移譲について。広島県は分権改革推進計画に基づく県内23市町への権限移譲の状況をまとめ、公表されました。扱うケースが極端に少ない事務は受け入れることは現実的ではないという声もありますが、海田町においてまだ受け入れ可能な事務は何件ありますでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1点目、4点目については私から、2点目、3点目については教育委員会から答弁いたします。

まず、保健事業についての質問でございますが、1点目の女性特有のがん検診事業の継続実施につきましては、財政状況等を考慮しながら検討してまいります。

2点目の子宮頸がんワクチン接種の公費負担制度の実施につきましては、多田議員、桑原議員に答弁したとおりでございます。また、対象年齢につきましては、小学校6年生から中学校3年生までがワクチン接種の効果が高い時期と言われておりますので、国の動向を注視しながら検討をしてまいります。

3点目の妊婦一般健康診査の継続実施につきましては、現在、国の助成制度の延長については県町村会を通じ、県に要望しているところでございます。

続きまして、権限移譲の受け入れ可能事務についての質問でございますが、本町の未移譲事務の大半は、議員ご指摘のように、取り扱い件数が少なく、住民の方にとってメリットがあると思われない事務や、専門的知識を有する事務でございますが、現在、県において移譲事務の検証を行っているところで、この結果を踏まえ、受け入れ可能な事務があるかどうか、適切に判断したいと考えております。

それでは、2点目、3点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）続きまして、教育問題についての質問に答弁いたします。

1点目の、町の教育のあり方について、広島県にとどまらず全国的に暴力行為は増加傾向にあります。その中で海田町は、平成20年度から平成21年度と、数値の上では減少傾向にあります。今後さらなるよりよい学校を実現させるためには、教員の資質向上を

図っていくことは大変重要なことであると考えております。特に問題行動に関しては、児童・生徒の生活実態や心の状態を教員が早い段階からとらえながら、担任を中心とした学校組織でこの課題を解決していくことが重要でございます。また、現状では海田町内で小・中が連携して児童・生徒の指導に当たってきたことが少しずつ成果が出始めたのではないかと考えます。今後、この小中一貫教育や不登校対策実践指定校の教育実践を充実させ、海田町の児童・生徒に生きる力を育成していきたいと思っております。

2点目の学校要覧については、先の6月議会で答弁いたしましたように、学校要覧は、近年強く求められている開かれた学校に向けて、学校沿革、児童・生徒数や学級数、職員名、さらには学校の経営方針などをコンパクトにまとめ、外部の来訪者に対する説明をする際や学校運営の状況を理解していただくための資料でございます。各学校に対しましては、外部の方にとって学校の運営がよくわかる、内容が厳選された学校要覧となるよう改善指導をしているところでございます。

3点目の水泳指導について、まず、体育の授業で水泳がないことに関する生徒アンケートについては、これまでのところ実施しておりません。

次に、近隣市町の中学校のプールの設置状況については安芸郡内の中学校のプール設置率は、府中町及び坂町が100%、熊野町が50%でございます。また、呉市、東広島市は0%、広島市は98.4%でございます。

次に、今年度の海田西中学校の水泳授業時間数については、1年生が各クラス5時間、2年生・3年生は各クラス3時間、水泳指導を実施いたしました。

最後に、プールの新設に関する国の補助割合については、水面積が400平方メートルまでの一般のプールを新設した場合には3分の1の補助、また、災害時にプール水を飲料水等として活用するための浄水機能を有する浄水型プールを新設する場合には2分の1補助となっています。いずれの補助につきましても、現状では廃止される見通しはないものと、関係機関と確認しています。

4点目の小・中学校の英語教育について、電子黒板が後づけ可能な液晶テレビは、小学校には62台、中学校には18台あります。

次に、来年度における設置について、電子黒板は外国語活動で活用すればよりよい授業を展開できるものの1つであると考えますが、機器だけ整備しても、教師の研修を十分行わなければ活用できません。今後さらなる研修や実践交流を積み重ねながら人的環境を整え、電子黒板機能などの物的環境の整備をしてまいります。

次に、電子黒板を活用するための教員研修について、海田町では平成21年度から海田西小学校がそのモデルとなる取り組みを教育実践研究奨励事業を活用して既に行っています。今後、これまでの研究の成果を各小学校へ普及させていく取り組みが必要であると考えています。その際、当然教育実践研究奨励事業を活用した、教師の指導力の向上に努めていきたいと考えています。

次に、公民館のパソコンについてのご質問でございますが、公民館では2館合わせて初級コースを6講座と応用コースを6講座開設し、また、パソコンルームの無料開放を月1回実施しています。日本新生のための新発展政策が平成12年10月に閣議決定され、IT普及国民運動の展開に基づき、平成12年度に国の補助金により機器を整備し、講座を開設してまいりました。現在使用の機器は、平成19年度の役場のパソコンの更新に伴い、更新前に役場で使用していた機器を公民館に配置し、使用しています。パソコンは日進月歩進化し、多種多様化、多機能化する中で、公民館のパソコン教室は住民の方々がパソコンに慣れ親しむための基礎基本を学習していただくことを主眼にして開設しています。パソコンの更新につきましては、パソコンの一般家庭への普及度や、民間事業者による類似の講座開設状況、また住民からの要望などを踏まえ、対処について研究していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）まず、子宮がんの無料クーポン券の件ですけれども、国の動向を見て検討するというご答弁でしたが、これは5歳刻みで2年間ただけでは何の効果も出ないわけですね。確かにこの検診をしたことによりまして受診率が随分上がってきております。その受診率ですけれども、県平均が、今回平成21年度ですけれども、県平均で子宮がん検診は、これは10数%が毎年子宮がん検診のデータでしたけれども、この無料クーポン券を実施することによりまして、県平均で23.78%、海田町におきましては23.46%という受診の結果となっておりますし、乳がん検診に至りましては、県平均が23.67%で、海田町におきましては26.80%という、随分受診が向上しております。ということは、早期発見、早期治療ができるという、医療費抑制にもかかっていきますので、この経費は、今は補助率2分の1で、平成21年度実績でいきますと、補助281万、単費で281万の持ち出しという検診結果でございます。もしも国が全然しないといたしましても、500万、もっと受診率が増えたらもう少し費用はかかりますけれども、少なくとも近隣市町では、5歳刻みですので、5年間はずっと継続しないと結果が出ないという結論を出されて、

5年間は継続していこうという市町が多いわけですね。そういう状況の中でありまして、海田町は国がこの2分の1を出さないと検診をしないということであれば、また検診率がぐっと下がってしまいますと、この2年、クーポン券で受けた人だけがよかったねと。今年は来年来るねと期待された人たちが、なぜ来ないのということになっていくわけです。これは国の制度ですから仕方がないにいたしましても、近隣では少なくとも5年は継続するという市町が多い中で、海田町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど町長から答弁がありましたとおり、国の動向がはっきりしておりません。現在、国におきましては概算での予算要求をされている中でいろんな事業の中の要求をされておりますけれども、この件が今後どうなるかはっきりしておりませんので、国の動向を見ながら、町としても必要な事業については取り組んでいきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）現実、しつこいようですけれども、今回町は、国が個別検診を充実さすようにという配慮をするようにという項目があったわけですから、海田町も個別検診、病院をたくさんされて、結局このクーポン券配布者数の中の受診された中で、個別検診、子宮がんにおきましては受診者数248人のうち集団検診は43人で、個別検診205人が受診されているわけです。乳がん検診では261人受診の中で、集団検診は92名、個別検診169名という、せっかく海田町が広報活動、こうした努力をされて、国の方針に沿った受診率が伸びているわけなんですね。これは本当にもったいない話ですし、女性というのは一家の太陽で、母親、結婚している人ばかりじゃないですけれども、女性が元気で生きる国というのはやっぱり元気で明るいわけですね。少なくとも、国の方針がどうであれ、まず5年間は、東広島などは5年間継続するというようになっておりますので、そういう調査をしていただきまして、少なくとも、国の動向はどうであれ、5年間を実施している市町村を調査・研究されて実施されていく、検討されていくお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）本来は国において実施すべき事業かと考えておりますけれども、現在国がわかりませんので、国にこの事業を継続することを期待しております。近隣市町の動向については確認してまいりますけれども、全体予算、これから予算編成に入っ

てまいりますので、女性の方に対するいろんな、メニューはたくさんございます。その中で、全体の中での調整になるかと思っておりますので、ちょっと時間がかかるかと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ワクチン公費助成につきましては多田議員、桑原議員にも答弁されたということなんですけれども、やはり国がこの場合は予算を計上しているわけです、概算要求で。でも、確実に上がっているわけです。その中におきまして、情報では補助率が3分の1ではないかと。県が3分の1で、町が3分の1という制度になるのではないかと。という報道があります。広島県の場合はこの3分の1が随分厳しいという判断も現在あるわけですけれども、もし、国は3分の1は公費助成しますよ、町も負担してくださいという制度が明確になったときには町はどのように対応なさるでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）昨日も副町長から答弁がありましたとおり、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、妊婦健診でございますけれども、この問題も、これはちょっと予算額が大きいものですから、スタートのときは2回の健診であって、平成19年から交付税措置されて、5回まで健診ができるようになりまして、その平成22年度までは妊婦が安心して健診を受けられるようにということで、国庫負担が2分の1、市町村が2分の1とあって交付税措置されて、5回プラス9回で、平成22年度まで妊婦が安心して健診を受けられる制度でございました。しかし、本当にこれは平成22年度、来年度は国が何もされないで5回の交付税措置しかなくなる可能性はあるわけなんですけれども、今、国としても拡充案をそのままという案と、市町村2分の1程度の交付税をなくするという、国庫補助だけは残すという案もあるようですけれども、もしもこの国庫補助9回分の予算措置は国がして、あと交付税措置されている地方財政措置分を国がカットした場合でも、私は少子化対策、安心して母子を守るためにはこの健診は大事と判断しておりますので、海田町の場合、平成21年度実績では、今申しました地方財政措置が交付税措置されなければ810万、その程度持ち出しとなっていくわけなんですけれども、財政が大変なのはわかりますけれども、この少子化対策を含め、母子の健康をかんがみますと、この予算措置は大変重要だと思っているんですけれども、その辺についての認識はどのようにお

考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）母子の方に対する健診等については非常に重要だという認識は持っております。ただ、国がはしごを外しますと後年度負担が非常に大きくなってまいります。本町のこれからの財政状況等を十分勘案しながら検討していく必要があると考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）続きまして、町の教育方針を質問いたしました。表題が問題行動云々、教員の資質ということで、暴力行為の答弁がございましたし、生きる力をということがありましたけれども、私はそういうことが起こる根幹に海田町の教育委員会の小・中学校における教育方針はどうですかという問いかけなんです、これは。そこまで波及されておられませんので、改めて質問いたしますけれども、そういった問題行動、暴力、不登校が起こる原因として、根幹の教育委員会として海田町の教育はどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）ご承知のとおり、教育委員会が果たすべき最も重要な役割は、学校指導を適切に行っていくというものでございます。根幹的な要因については各問題、一律、一言では言えませんが、やはり議員ご指摘の教員の姿勢や、仕事と向き合うこともございます。あるいは、今日では各子どもたちの置かれている家庭環境に非常に複雑なものがございますので、そういったことに対して学校がきめ細かく連携する必要があるというふうにも思っております。いずれにしましても、今日抱える様々な問題の原因は、学校の中のこと、あるいは家庭の中のこと、多岐にまたがっておりますので、そういったことをタイムリーに指導していく、そういった学校現場あるいは教育委員会の対応が必要であるというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次の学校要覧の件と兼ね備えて質問させていただきますけれども、平成22年度海田町教育行政施策基本方針というものが出されておりますけれども、数枚の簡単な教育方針の施策です。重点的かもしれませんが、もう少し幹をしっかりと教育方針を出されないと、各小・中学校の学校要覧の方が立派でございます。しかし、この基本方針の中にある、常に教育長がおっしゃいますけれども、知・徳・体ですか、それ

が掲げられていない学校要覧もありますし、学校要覧には、本当にこの要覧を見れば、先生、教員、事務職の方も、いざ危機管理、何かがあったときにこう対応すればいいとか、このときにはこう対応すればいいという、明確に全部書かれている要覧もあれば、その何分の1しか書かれていない要覧もあるわけです。今から指導を徹底するとおっしゃいましたけれども、私は海田町の教育方針の幹、これをもう一度練られて、それをもとに各学校要覧が、私は表現は別でもいいと思いますし、各学校で特色が出るものは特色を出して構わないと思うんですけれども、学校要覧に掲げてありますことの中身がばらばらなんです。これは教育方針がばらばらであれば先生も困られますけれども、同じ海田町立の小学校に通っている生徒・児童が学校によって全然違ったことになれば、それは大変なことになると思います。幹がしっかりしていなければ。その辺は今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）今、議員が仰せのように、違うところ、特色を活かしたところというのはもちろん必要なところですが、私どもといたしましても、海田町の小・中学校において、そろえるべきところは徹底してそろえる、たがえるべきところはそれぞれの学校実情に合って教育活動をする、これはやはり双方重要なものであると考えております。したがって、そろえるべきところということにおいて私どもの指導の選択と集中を明らかにし、こういうところは徹底すべきであるというところを各学校にそろえる、集中してしっかり指導できるような、そういったことが明確になる学校要覧になるような指導は継続してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）答弁が抜けていると思うんですけれども、海田町の教育行政施策の基本方針を充実というか、見直して、もっと幹の強いものにするお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）学校教育にかかわる中身は当然、全国的に基本として、または土俵として考えなきゃいけないもの、当然憲法下の問題もありますし、学校教育法に則ったものもありますし、教育内容そのものからいけば、学習指導要領という、ここから出られない状況があります。今、知・徳・体、ある面そこしかないじゃないかというような、ただ、今そういう分については大きな、国の流れと、そして広島県教育委員会の流れと、そして海田町の流れというふうな形で私どもは考えておりますし、現実に海田町の小学

校4校、中学校2校については4キロから4.5キロの範囲の中で学校がある。その学校の小学校4つが公教育としてきちっと位置づく。また、中学校2校にしてもそれが位置づく。そして、どの学校でも、海田町の学校で、小学校で、中学校で学んでよかったと言えるような現実をつくっていきたいというのは気持ちの中ではしっかり私どもも持っていますし、文面の中では短いですが、その中身は方針の中に入れているというふうに私どもは思っております。ただ、今の幹にさらなる枝をつけながらという分はまたそれぞれの学校の特性の問題がございますから、またそれらも含めて教育委員会としてもしっかり支援してまいりたいということで、議員の仰せの分についてはさらなる枝葉を含めていろいろと研究を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）私は、教育とは教える力と育てる力のバランスがとれていないと、子どもたちは健やかに学力と体力とが正しくなっていないと判断しております。私は、やはり学校にいろいろな問題があったときに保護者の方から耳に入ってくることは、こういうことを言ったら失礼なんですけれども、あそこの学校の校長はおかしいねという相談がありますと、必ずその学校には問題行動が起こっているという現実もあるわけです。その点もありまして、私は学校要覧を取り寄せて見ましたし、また、教員の資質を質問したわけです。まず何を私はこの要覧で見せていただきたいかと思いますと、教師、親は最大の教育環境であると。子どもは親の背を見て育つ、子どもは先生の背を見て育つというのは昔から言われています原則でございます。うれしかったことに、この学校要覧で1小学校だけが、目指す教師像の中に、将来の姿を見せる教職員、児童に範を示すという項目を掲げた学校がございました。私は、今回の不登校にもつながっていきますけれども、引きこもりになった原因はというところで、学校の先生とうまくいかなかった、ある程度のパーセントを示しているわけです。現実、学校の先生の言葉で不登校になった児童・生徒も私はよく知っております。そういたしますと、児童に範を示す、親ももちろん家庭でもそうですけれども、親の背を見て育つ、教師の背を見て育つということを根幹に置かないと、子どもたちが健やかに成長できないと私は思うんです。ですから、ある学校に行きましても、この学校はあいさつをしますと言われても、生徒の方からあいさつをしなかったら、なぜあいさつをしないのかと。そうじゃないですよ。私もあいさつしますけれども、先生の方から子どもたちに、こんにちは、おはようと言

ってもいいわけですがけれども、これが範を示すということですよ。それを、子どもたちからあいさつをするのが、あいさつがよくできる子どもを育てるじゃないと思うんです。暴力、不登校がありますけれども、小学校3校、中学校1校が広島県の不登校の指定校になっているということは、やはり不登校児童・生徒が多いということだと私は判断していますけれども、じゃ、それをどうなくすか。保護者と教師との関係、保護者と親子関係、教師と子どもとの関係、もっとこの範を示すというところからスタートしないと、私は海田の小・中学校が不登校の指定校から外れないと思うんです。その点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今、議員仰せのとおりだと私は思っております。言葉は変わるかもわかりませんが、教育は人なりというところの原点と、今、議員が仰せの、先生そのものが変わらなきゃ子どもも変わらない、親も変わらなきゃ子どもも変わらないというのは、これは原点。教育は人なりというところと本当につながっているというふうに思います。それから、先ほど出ておりました不登校実践指定校というのは、これは県が海田町の中学校・小学校3校に人的加配をつけて指定している中身です。というのは、この指定そのものはいただく本当にありがたい中身じゃないんです。不登校という現実があるから、これを加配するから何とかしなさい、実践しなさいということでいただいております指定校です。ですから、私どもは不登校の現実があるということをしつかり見詰めて、これをいただいて、そして実践につなげ、そして問題の解決に当たっていくということを少しずつ積み重ねながらやっているというのが現実です。いずれにしましても、我々としても、学校の先生方、校長を中心としながら、一体となって、海田の子どもにとってよりよい学校のありようというものをしっかりと実践していきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今の教育長がおっしゃった理念がこの表紙の基本姿勢に入っていると思うんです。心で思われていても、基本方針に入っていないということは、幾ら思われていまして、教育長として各小・中学校にならないと思うんです。ですから、そういった理念をお持ちであれば、やはりこの基本方針をそういったものに変えていかれる方がよりよい海田町の教育環境になると思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）先ほど申し上げました、教育は人なりというのは、これは1つの例であって、幾つかの言葉の表現の仕方というのはあろうというように思います。そういった幾つかの流れの中で、今の海田町教育委員会の教育方針が出ているわけです。だから、そこら辺のことについては議会の中でもいろいろと、学校経営そのものでも常に人、物、金ですというようなことも以前からずっと言わせていただいております部分も、じゃ、それが全部入っているかといいますと、入ってはおりません。だけど、今、国、県、そして町という流れの中で整理したものがそういう状況であるということでご理解いただきたいことと、ただ、今言うように、言葉の中身を含めて十分、これは説明不足のことについてはさらなる指導の中で重ねていきたいというふうに思いますので、その点、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に参ります。電子黒板の機能つき設置の質問をいたしましたら、まだその時期ではないので今から検証するということをございましたけれども、国の方針で来年度、もう本年度中に電子黒板などのデジタル機器をすべての教室で活用できるようにすると。デジタル教科書の開発促進、学校設置者が容易に入手できるような支援方策の検討などをして、もう来年度にはちゃんとこれを実施していくという方針を政府が出しているわけですね。じゃ、まだおくれてもいいとご判断なさっているのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）来年度から全面実施されます小学校の学習指導要領の中において、電子黒板をはじめとする視聴覚機器を積極的に活用するということは十分承知しております。この電子黒板の活用につきましては現在、各教科・領域で試みておられますが、集約的に申しますと、やはり外国語活動での活用というものが最も効果的であるというふうに思っておりますので、その配置につきましては、私どもとしても効果的な活用の仕方に見合う台数であったり導入というものは十分考えておりますので、国の方針とたがうスタンスはとっていないものと受けとめております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）国の方針はもう配置するとなっているんですね、来年度は。でも、海田町では配置をまだしないという、今後検討していきますという答弁だったと思いますけれども、整合性がありませんけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）その方向に沿いまして段階的に配置はしてまいるということにおいては必ずその方向で対応していく所存でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）また、報道によりましたら、来年度、跳び箱の踏切などの複雑な動きを児童にわかりやすくイメージしてもらうのがねらいで、こういった五輪選手が体育の手本をしたのを電子黒板ですするという配付を目指しているわけですね。それと、まだ知的障害、LDの方とかは、この電子黒板を使った授業をすれば学力が上がるというデータも出ているわけです。今一番国が言っております英語教育をまだ海田町でしないということなら、こういったものがどんどんどんどんおくれていくわけですね。今もう時代、国は動いて来年度から随分電子黒板を使った授業を展開するような政策を打って出ているわけですから、まだ研修が足りないとかいう以前に、ですから、私は提言いたしました奨励事業を重点的に。結構な金額です。今、平成21年度の奨励事業でやられています内容を見ましたら、現在に合っているとは思えない研究もされているような気もいたします。そういたしますと、今一番教師に求められているものに重点研修をするというのが重要だと思いますけれども、先ほど明解な答弁はございませんでしたけれども、その点について再度、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）議員仰せの海田西小学校では他校にも増して今、外国語活動に向けての研修や、電子黒板を活用した実践に先行的に取り組んでおります。したがって、その研修を他の学校に広げていくことをもってこの電子黒板の活用というものは実践的なものに進んでいくと思いますので、全く活用に向けての研修の段階であるということではなく、もう既に実践の段階に入っているものととらえております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）また整合性がなくなりましたね。実践であれば、まだ電子黒板の機能を設置しても使えないから、今から研修するという答弁でしたが、もう実施段階であれば、早急に来年度は電子黒板機能を設置して英語教育を実施しないといけないと思いますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）研修と申しますのは、先行的に実施しています海田西小学校の教員

の実践を中心に、もう来年度からは外国語活動が本格実施されますので、すべての小学校の該当教員に向けて研修を充実させていくという意味合いでの答弁でございました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、公民館のパソコンの件ですけれども、もちろんパソコン教室もですが、公民館のだれでも利用できるピロティーに、入り口に入ってすぐある機器ももう随分使用不可能なようなパソコンが置かれておりまして、今の講座に使われるパソコンももうリース切れを配置しているわけですね。そういたしますと、個人が持っているパソコンの方が機能が充実しておりまして、現実、町に設置されているパソコンとの乖離があれば、私は指導して下さる方も大変じゃないかと思うんですけれども、年次的にでも、公民館のパソコン講座を継続されるのであれば、やはり更新すべきと判断いたしますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育委員会参事。

○参事（木原）公民館のパソコン教室につきましては、今、業者に委託という形で開催させていただいておりますので、幾年かパソコンを業者が持ち込んで、新しい機種で講座をやるということも提案いただいておりますので、その方法も考慮しながら、予算的なこともありますので、今後の講座開催については検討していきたいと思っています。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、各公民館の玄関に設置されてある古くなった2台のパソコンに対してはどのように対応なされるお考えでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）これにつきましては今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）最後に、県からの権限移譲の再質問でございますけれども、もちろん私は随分あと残っている事業は海田町にはそれほど事業内容はないというのは承知しているんですけれども、私がお聞きしたのは、あと何件でしょうかという具体的な件数をお聞きして、具体的な答弁はなかったんですけれども、この第4次海田総合計画基本計画の部門別の資料の中に、障害者福祉の増進のところでは新規で身体障害者手帳給付事業というのが掲げられているんですけれども、この給付事業は権限移譲の一環ではないのでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）権限移譲の中で受けたいというふうに、前期計画の中で受けるということを検討していくということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、明確にこの5年間には権限移譲1件は受けるというのはここに明記されているわけですがけれども、そういう答弁がなかったのはどういったことでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）先ほど町長答弁でもありましたように、新知事にかわられて、現在権限移譲の検証を行っておられます。これはもう移譲済みの事務も含めてすべて再検証するという方針でございますので、現在はその検証結果を見て、もし移譲できるものがあれば、あと何件移譲するかという、今からこれは検討していきたいと思っております。したがって、具体的な数字は今回申し上げられない状況でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）いいえ、来年度からスタートする第4次基本計画の中で、新規事業の中に身体障害者手帳交付事業が明記されているわけですね。これは、権限移譲1件は23年から5年間に受けるという。今の答弁では、知事にかわられてまだわかりませんというのであれば、これは記入はないはずですね。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私どもとしましては、議員のお尋ねは、受け入れ可能、ですから、可能なものすべてというふうに理解いたしまして、そうした場合に、可能性があるものが、今残っている事業を区分けして、これは可能かどうかを1つずつ今から県と一緒に検証してまいりますので、その全体数は未定という中で、現在載せておりますものについては、これは完全に可能というか、受け入れるべきというふうに考えて今後権限移譲を受けるところで、そういう意味では、受け入れるものを1件想定しておりますけれども、さらに今後の検討状況においては受け入れ可能かどうかを検討したい、そういう意味の町長答弁でございます。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）まず、循環バスということでお尋ねいたします。過去何回かこの件について質問をしておりますが、その都度、バスが大きいとか、見直す考えはないという答弁に終始しております。このたび、循環バスのルートを見直すということですが、

国信二丁目あるいは三迫二丁目、三丁目についてはタクシーで接続対応する、こういうようなことであります。過去何度も言っておりますが、15人乗りぐらいの車種を利用することによって、乗り継ぎとか、あるいは体の不都合な人が何度も車に乗ったりおりたりは大変なことだと思いますが、こういうようなことすべてが解決するのではないかと。再度言いますが、15人乗り程度の車に変えて試行運転する、こういう考えはないのかということでもあります。

また、この運行方式にはいろいろありますが、デマンド方式といいますか、予約方式、こういうようなこともいろいろすることによって、より無駄が省けるのではないかと。利用者のないコースを定期的に走り回るより、バスは1日約5万円ぐらいの運行経費がかかるわけですが、例えばタクシー2台、これをチャーターすることになりますと、1台3万円ぐらいで運行できるのではないかと。そうすると、いわゆる玄関から玄関まで、本当に交通弱者、こういうような方の救済がより確実にできるのではないかと、このように考えますが、町長はどのようにお考えですか。

さらにまた、国信二丁目地区においては、右折ができないから、安芸区の貫道橋付近まで行って右折で国道に出てくる、こういうことで、旧道走行を延長して運行を考えておる、こういうことではありますが、右折するというのは、瀬野川の状況と現状をご存じかどうか知りませんが、右折の位置あたりは土手の状態になっておって、いつでも拡幅ができるのではないかと私は考えます。ただ単に陸運局とか警察の理解が得られないといった、全くくだらない答弁にだけ終始しておられます。右折レーンの新設とかそれなりの対策もあると思いますが、そのような考えが町長にはございませんかということでお尋ねいたします。

それから、昨日もありましたが、バスの利用者が通勤の方が利用されておるとか、一部買い物という。買い物にはいろいろあるかと思いますが、このようなことでは、当初のバスの運行目的、通勤とかいうことになりまして、所期の目的が違うのではないかと。これについてどのようにお考えですか。

次に、町長の危機管理ということでお尋ねいたします。昨日来もいろいろ議員から水害対策や緊急時の救援対策と、質問が出ておりますが、町長部局において7月13日、大雨警報が出ているにもかかわらず、新任職員と熊野町において会食が行われたというふうに聞いております。次の日は7月14日、熊野町長の音頭取りで東広島呉道路の期成同盟会の会合もあったようですが、大雨警報ということで、これだけ重要な問題で

も急きょ中止されております。7月13日の会食はどのような理由でそれほど重要であったのか、お尋ねいたします。

またあわせて、警報発令中でもあり、その認識、危機管理体制はどのようになっておったのか。

新任職員とあるが、部課長級も出席しておったのではないか。

危機管理体制、そのような組織、この当日の組織であります、お尋ねいたします。

次に、防災放送ということでお尋ねいたします。昨日の町長の行政報告にもありませんでしたが、過去、近ごろ本町において3回の火災が発生しております。近くは、過日、蟹原において住宅火災が発生しております。消防団員の出動要請もしております。聞いてみると、布団が焦げた程度のまさにぼやであったと聞いております。これも事実10分ぐらいで鎮火放送もされております。そのとおりであります。消防団員の出動、これもまたわずか4名とか5名とかぐらいであったと。これぐらいの出動で何ができるのか、こういうようなことにもなるわけであります。過去何回か言いましたが、畝においては4戸の住宅火災、これが発生しておりますが、このときは私どもが火災の発生を知ってから30分ぐらいたって初めて消防団員の招集がなされております。また、過去にこれも言いましたが、三迫三丁目においての住宅火災においては消防団員の招集がなされておられません。何かわかりませんが、町長のこういうこと、先ほども言いました危機管理を含めて、欠如しておるのではないかとということで、この消防団の招集、この1つの基準、こういうものを明確にしていきたい、こういうふうに思います。私が考えるのは、今言いましたぼやとか、4戸の住宅が焼けたというのは、すべてこれは結果であって、どういうことであろうと、何か重大事故が発生した場合にはいち早く団員の招集とかそういうのをかけるべきではないか。今言いました4戸焼けたとか、1戸丸焼けであったとか、ぼやであったとかいうのは、これはすべて結果の話であって、後でわかることでありますから、そこらの町長の考えを尋ねてみたい。

次に、高齢者の生存確認。近ごろは非常に新聞、テレビで生存の確認がいろいろ問題になっております。本町の実態はどのようになっておるのか。

執行部においてどのように高齢者の生存状態を確認しておるのか。改めてお尋ねいたしますが、70歳以上ぐらいの住民の生存確認を行ってはどうか。

または、敬老の節目にいろいろ贈答品等記念品を贈っておりますが、どのように手渡しされておるのかわかりませんが、こういう機会にこそ職員と直接手渡し等をする方が

より確実に、今言いました生存確認とかができるんじゃないだろうか、このように考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

最後に、前回もお尋ねいたしましたが、成年後見人制度の取り扱いについてお尋ねいたします。前回の議会においては成年後見人制度要綱で対応する、こういうことでありましたが、これはあくまでもその後見人制度を利用するところの扱いということであって、私が前回お尋ねしたのは、町自体が町長の充て職として成年後見人になる。いわゆる一人っ子の時代になって、将来家族、親族も含めて1人しかおらない、こういう方が痴呆になられたりすることによって、自分の財産管理ができない、こういうような状態が起きるのではないか。正確ではありませんが、何カ月か前に名古屋においても、高齢の痴呆になりかけの人が2カ月ぐらいで600万円ぐらいのバッグを買わされたとか、このような報道もあったように記憶しております。あるいは、そういうことで、いわゆる知的障害者の家族とかそういう方が、もしや私がいなくなったらこの子はどうして生きていくんだらう、そのためにも幾らかの財産を残したりされるときに、今言いましたいろんな形の、過去オレオレとか振り込め詐欺とかいろいろありましたが、こういう方に貴重な財産をだまされる、とられる、こういうようなことになるのではないか。そのために町が、例えば高齢福祉課とか住民課とか、こういうところの充て職として管理をしてそういう人を見守ってあげることこそ、町長がおっしゃる、本当に住んでよかった、住みよい海田町になるのではないかとということでございます。

以上、何点か申し上げましたが、町長の考えをお尋ねするものです。以上です。

○議長（久留島）前田議員、質問通告の中にですね、2点ほどもれているところがあるんですが。町長危機管理のところ。

○14番（前田）深く言うことはない。危機管理体制が聞かれればいい。当日の体制とその認識。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

まず、循環バスについての質問でございますが、1点目の15人乗りのバスの運行については、安全運行上問題があり、その車種での路線定期運行は現状では考えておりません。

2点目の登録・予約型であるデマンド運行方式は、予約の煩雑さなどから、利用しにくいとの地元の意見もあり、この方式は運行案として採用しておりません。

3点目の国道2号からの右折レーン新設については可能性が非常に低いことから、関係機関に協議する考えはありません。また、現状での国道2号線からの右折進入については、海田警察署から、大変危険であり、公共交通の運行では認められないと指摘を受けております。

4点目につきましては、先ほども申し上げましたとおり、地元説明会の意見から、現状では予約方式の導入を考えておりません。

5点目につきましては、本町の循環バスは運行当初から現在まで、公共施設利用者の利便性の向上や高齢者・障害者の社会参加支援等という目的を変えずに運行しております。

続きまして、危機管理についての質問でございますが、1点目の新任職員との会食した理由については、新規採用職員とは直接話をする機会が少ないことから、役場の仕事にも慣れてきた時期に、新規採用職員と話す機会を設けて、仕事のことや悩み事を直接話し合うことにより意思の疎通を図ることを目的に行ったものでございます。

2点目の危機管理体制については、当日の勤務時間外は大雨警報発令中ではありましたが、各種防災情報から、夜間の大雨の継続発生が予想されていなかったので、生活安全課及び建設部に警戒態勢をしき、翌日14日の始業時まで職員4名を待機させておりました。

3点目の会食への部課長の出席の有無及び中止を求める職員はいなかったのかについては、当日は私と新規採用職員のみで、他の職員は出席しておりません。また、当日は中止を求める職員はおりませんでした。

4点目の組織体制ですが、午前中については、総務部、建設部及び水道課の合同による警戒態勢をしき、職員によるパトロールや防災施設の点検等に当たりました。また、午後につきましては、大雨が収拾し、災害の発生が予見されませんでしたので、生活安全課による警戒態勢に切りかえ、防災情報の収集及び警戒等に当たりました。なお、時間外の対応については2点目で答弁したとおりでございます。

続きまして、防災行政無線放送についての質問でございますが、1点目につきましては、町が広島市消防局からの通報を受けた場合、速やかに消防団を招集することとしております。これまでは、町が広島市消防局からの通報を受けた場合、まず町職員が現場へ出動し、火災状況の把握と同時に、現地の消防隊と協議した上で消防団員招集の必要が認められた場合にのみ招集を行ってまいりましたが、6月議会において消防団員の招

集が遅いというご指摘を受けて、このような体制をとっております。今回参集した団員は7名で、広島市安芸消防署への活動支援を行いました。広島市消防局からの通報を受け、速やかに消防団を招集する場合、当然、ぼやや誤報もありますが、火災は町民の人命に直結する事柄であり、予算の無駄遣いとは考えておりません。

2点目については、消防団の活動としては、火災出動のほか各種災害に対応しており、十分機能していると考えております。

続きまして、高齢者の生存確認についての質問でございますが、本町の100歳以上の高齢者につきましては、安否確認はできております。

2点目の70歳以上の方への安否確認については、各種サービス利用の中で確認するよう努めておりますので、改めて調査を行うことは考えておりません。

3点目の高齢者のお祝い金品の贈答方法につきましては、100歳以上の方については主に私から直接お祝い金品を手渡ししております。また、88歳、77歳の方については、民生委員児童委員の方からお祝い金をお渡ししております。その他、75歳以上の方のお祝い品につきましては、配達によりお渡ししております。100歳以上の方々以外はご本人に直接お祝い金品を手渡すことは難しいと考えておりますので、これまでどおりの方法でお祝い金品をお渡ししたいと考えております。

続きまして、成年後見人制度についての質問でございますが、まず、成年後見人については、成年後見を必要とする方の意見、心身の状態、生活や財産の状況、成年後見人となる方の職業、及び成年後見を必要とする方との利害関係の有無などの事情を勘案して、家庭裁判所が選任をすることとなっております。1点目から3点目のご質問にあるような、町が後見人となるべきかどうかは家庭裁判所で判断されるものと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まず、循環バスのところからお尋ねいたしますが、右折ができないんだと。警察の理解が得られないとかいうような話ですが、まず努力も何にもしていないんじゃないかということで、右折が危ないのなら一般車両、もちろん過去、清掃事務所に出入りする車も相当台数あった。今は坂の方に焼却場とかがやっておりますが、何か知らんが、ただ安全上問題があると。ですから、右折レーンをつくって、そういうことで再度ここを強く聞いてみるんですが、これはどうなんですか。ただだめだめということでは何の能もないんじゃないか、こういうことなんですか、いかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）交通安全上非常に危険がある、特に乗客を乗せるということに対しての公安委員、警察の許可がなかなか難しいということは再三答弁させているとおりでございますし、また、国道2号線の右折ラインを設置するということになりますと、国土交通省との問題も含めて、また河川敷の問題も含めて相当な経費とそれに対する大きな資料の関係がどのぐらいの活用かという問題も含めてまいりますので、今現在の状況では難しいと判断しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）国土交通省が云々とかね。もちろん一般の車両も随分おられる。ご存じのように、国信二丁目は家の数も相当あるわけで、現実に右折が行われておる。ということで、先ほども最後に言いましたが、住んでよかったまちとか安全な海田町とか、町長は口ではいろいろそういうことを言われますが、そのために努力すべきじゃろうと。その努力をせずにおいて、大変なんだとか、いや、大変な労力が要るんだと。それが仕事じゃないですか。当たり前のことじゃないの。なぜそれができないのか、再度お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは循環バスを運行する試験運行のときからそういういろんな問題については国土交通省とか運輸局とか、また県とかいろんな指導を受けておりますが、その案に対してなかなかそういういい判断が出なかったということをご承知おきいただきたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ということになると、例えば先ほども言いましたが、タクシー云々というのは今からも言いますけれども、タクシーは右折できんことになるんですよね。お客さんを乗せるわけですから。そういう非常に甘い、はっきり言うてやる気がないんじゃないと思うんですが、そういうことでは町民の、町長がいつも言われる、住んでよかった安全なまち海田、こういうことにはつながらんじゃろうと思うんですが、それはどうなんですか、もう1回。しつこいようですが。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）安全なまちづくりというのはいろいろ方法はございます。町内の交通安全だけでなしにいろんな、河川の問題もあります。運行の循環バスの問題につきまして

は、過去のいろいろな調査なり研究、またいろんな有識者の判断をいただいた中で、これに充当しないという判断のもとで行わせていただいております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それで、先ほども言いましたが、瀬野川の現状、あの付近の状態を知っておるんですかということで、瀬野川の内側が、どういうことかわかりませんが、土で埋められて、土の堤防の状態になっておる。いわゆる建設省が言われるのは川の断面積のことを言われるわけですが、それで流量がどうか、こういうことで川の埋め立てができない。こういうことなんです、現状は、埋まってから、水の流れる幅というか、一番川の天場といいますか、国道には国道の安全のためにコンクリ壁が70センチぐらいありますが、どの高さをとっておられるのか知りませんが、瀬野川の低護岸のところはそういう土手になっておる。だから、これは再度本気になって。やる気がないと言われれば、これ以上何を言うてもどうにもなりません。だから、それ以上のことは言いませんが、そういうことで、現状を把握してそういう今の答弁をされておるのかどうかということ。

ついでにもう一つ言いますけれども、デマンド方式云々ということで、先ほども言いましたが、バスは1日約5万円ぐらいの運行経費、それに1便約17名の利用、1日8便ということになりますと、百二、三十人ですか、そうすると約1万2,000円かな。となると、年間にすると約三百五、六十万。先ほど言いました、1,800万かかって三百五、六十万、約2,000万か2,200万ぐらいかかるわけですね。そこで、言いましたタクシー、1日3万円ぐらいならチャーターできるんじゃないか。バスは1時間かけて右回り、次の1時間で左回りをやっておる。タクシー2台チャーターを仮にやった場合、1日に6万円。そうすると、今の言う計算の約二千二、三百万円とほぼ似たような金額になっていくんじゃないか。そういうことになると、タクシーなら、今、町長の答弁にもありましたが、交通弱者あるいは身体障害者とかそういう方の本当に助け、玄関から玄関まで。役場に来たければ、自宅から役場の玄関まで。あるいは、そういういろんな公民館等施設に行きたければ、自分の家から施設のそういう公民館まで直接行ける。今言いましたように、バスが1時間ですから、タクシー2台ですと、17名だと計算は若干違うんですが、4便走ればいいんですね。2台チャーターすれば、1台が30分で町内を走れば、16名の方、17名の方が運べる計算になる。何でこういうことを言うかということ、いろいろ試行をやりたいと。いろんな試行運行をやってみたいんだと。こういうのも試行運行に入るか入ら

ないか、そういう考えはどうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この循環バスの問題につきましては、当初実験運行から試験運行に関してもいろんな手法で、いろんな形で知恵をかりながら、皆さん方のいろんな意見を聞きながらやっているわけですので、前田議員ご指摘のようなタクシーでの何というのは一切考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何かわからんが、一切やる気がないということなのでね。最初から、言いましたように、バスが大きいから国信に行けないんだとかね。十五、六人なら、三迫の場合だと西中央橋か、あの辺ぐらいまでなら即行ける。国信二丁目についてはもちろん考えることも何もない。ただやる気がない。口では安全なまち、住みやすいまち、こういうことばかりですが、今言うようなことでは公共施設の利用も非常に楽なんじゃないかと、こういうふうにするわけですが、やる気がないと言うんじゃないから、これは何回言うてもどうにもならん。

ということで、次の町長の危機管理ということであれですが、夜間は4名ほど体制で残したということですよ。ちょっと次元が低いんじゃないか。警報発令中である、こういうことなんです。これについてどうなのか。今後もやっぱりこういうことをやって、やりっ放しの行政をやるんですか、どうなのか、聞いてみたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）当日予定しました予定については、先ほど答弁いたしましたように、町の各課にお願いしながら、密に連絡をとれるようにさせていただいておりますので、たまたまその日にちがそういう事態になったことに対しては、連携も何も全部できるように計画と一緒にあわせて連絡をとっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほども言いましたが、次の14日に熊野町長さんの音頭でこういうのは中止されております。そういうことで、当日の多分そういうことになると災害のいろんな対策の本部長が町長であろうと思います。そこで、どういう体制をとったか。例えば副町長にお願いして行ったとかそういうことがあるんじゃないかと思うて聞いてみたが、何にもやっていないということですから、口先だけの安全なまち、住みやすいまちということで判断させてもらって、次に行きます。

消防もちょっととろくさいんじゃないか。職員が行ってみて判断すると言われた。先ほども言いましたが、結果がぼやであって、4戸火災であって、住宅1戸火災なんです。すべてこれは結果なんです。だから、すべて火災が発生した時点で。結果はわからないですよ、発生したばかりですから。この時点で招集をかけるべきじゃないか、こう言うておるんですがね。当日は7名であったとか、わしの聞くところによると4名じゃと言う人と5名じゃと言う人があるんじやが、それはどうでもいい。ところが、あまり活動できないから無駄になるということ言うておるんですが、今それはそれとして、どうなんですか、結果がそうであったのだから、緊急事態が発生したら、いつかも言いましたが、この緊急放送は1つは助けてくれという意味があるんだということ言うたわけです。火災が発生した、助けてくれと。昨日らもいろいろ出ておりますが、いろんな方から、要援護者がどうか何とかかんとかいうて。だから、助けてくれという意味があるんだよと、このことはわしは何回も過去に言うてきておるんです。それともう一つ、あるいは近隣の人に、火災が発生した、逃げてください、退避してください、それを知らせる意味がある、こういうことを私はずっと言うてきたんですが、何ら町長は考えようとされんのですが、どうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほどの町長答弁で申しました、職員が出向いてというのは6月議会でご指摘を受けるまでのご説明したことをごさいますて、それ以後は消防署から通報があり次第防災無線を使うようにしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何かうまいこと質問に合わせて答弁されておるようですがね。そういうことで、まず、どうであろうが、その出動の基準を決めるべきじゃないか。だから、そこでその基準を言うておるのが、先ほど来何回も同じことを言いますが、4戸焼けたとかぼやであったというのは結果であるんだから、発生した時点ですぐやるとか、その基準はどうなんですか。今後どういうふうを考えていくつもりか、聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現時点におきましては、町が広島市消防局からの通報を受けた時点で招集をかけるという基準にしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）わかりました。それじゃ、そういうことでやってください。

それと、生存確認で、一部はいいと思いますが、まだ途中のところでは配達、郵送、こういうような形でやっておられるということですよ。これを何か私は、担当職員もいろいろ大変だろうとは思いますが、あるいは民生委員さんとか、節目の人にはお願いされておると。77歳、88歳、こういうようなことらしいんですが、こういうのを含めて、近來、一方では、わかったような、わからんような、プライバシーとか人権がどうかと言われるが、そういうことでは海田町も本当に住みやすい、住んでよかったというまちではないと考えます。ですから、配達をやめて、どの方法がいいかははっきり言うてわかりません。何か考えるつもりはないかということを一いつ聞いてみたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この問題につきましては、他の自治体においてもそういった見直しをされるというようなことも聞いておりますので、他の自治体のやり方等を検討した上で、いい方法がないかということを考えてと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）常にあなた方が言われるのは近隣と対比して云々と。近隣はどうでもええんです。うちうちの独自の方法で、いい方法を考えた方がいいんじゃないか。他力本願みたいなことを言うておったのでは本当に、何回も繰り返しますが、住んでよかった、住みよいまちにはならない。しっかり考えてもらいたいということで、これはお願いにしておきます。

最後の成年後見人制度、町長、これは裁判所が決めるんだとあなたは言われるけれども、そうじゃないんです。裁判所はこの人がどうかということで、今言いました、身寄りのない人、例えばさっきもちよと言いましたが、一人っ子で痴呆の子どもを持った親が、この子が将来どうやって生きていくのか、私が死んだらどうするんじゃないかと。だから、海田町に住む人じゃったら、町長が福祉課、あるいは高齢福祉課、住民課、そういうところの充て職として、例えばその親が、私はこれこれの財産を残したから、この子が死ぬるまで面倒を見てくれ、それが、裁判所がその人を成年後見人というか、そういうことで認める。いわゆる裁判所が認めるわけです。成年後見人は、裁判所が言わんでも、こっちが言えばだれでもなれる。裁判で決めるわけですが。そういうことで、町民の保護というか、そういうことを考えて町長の充て職としないかと、こういうふうに言うておるんですが、どうなんですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、成年後見制度につきましては、先ほど町長からご答弁させていただいたように、成年後見が必要な方が家庭裁判所の審判を経てする方法と、将来法律行為が非常に難しくなるだろう、また、ご子息等でそういう方がおられるご家族の方が将来を見据えて成年後見をつける任意後見制度と、2つに分かれております。先般、8月広報においても、周知の意味で広報に掲載させていただきましたけれども、現在、後見制度が必要な法定後見制度と、将来必要になるであろうという方々のための任意後見制度については、今後とも周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）その周知を図られるというのがよくわからんのでね。ですから、そういう必要とされる方は今後相当多くなるであろうというふうな想像をしておるんです。いわゆる少子化ということから考えると、近い将来、そういう一人っ子のために後見人制度を利用される方が随分増えるんじゃないだろうか。そのためにも今から、前回も言いましたね、これは条例化しないかと。そして町民に周知して、町が後見人となっていわゆるそういう財産管理。中にはそういうので遺言書で、この子が何とかなるまで面倒を見てくれ、以後は残った財産は町に寄附しますよ、こういうようなことにもなるかもわからん。そうすると、この税収云々の時期に将来にわたっても大変だろうと思うが、幾らかそういう労に対して報われるんじゃないか、そういうのも出てくると思うんです。そこらを含めて、それを条例化ということでひとつどうなんですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）成年後見制度につきましては、前回の議会でもご答弁させていただいたように、成年後見の手続きをすることができない方については、要綱を設けて町長からこれを申請していくこととしております。条例化につきましては、全国の自治体等を見ますと、要綱と同じ内容での条例化はされておるということは把握しておりますので、要綱を既に制定してございますので、条例化については制定する考えは今のところございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）最後にしますけれども、要綱は、言いましたように、後見人制度の手続きとか、それについて扱いますよと、こういうふうな扱いになっておるんですね。だから、成年後見人を必要としておる人が、任意の後見人の場合、どなたに頼もうかと。その人がまたいろいろ悪いこともするんじゃないかということだから、町がなれば、よ

り安全じゃないかということをおは言うておるわけです。そうすれば、先ほども言いました振り込め詐欺とかオレオレ詐欺とかいろいろ変わりますが、成年後見人が任意の人だといろいろな人が出てくると思うんです。そういうことを防止するために町が後見人になるんだと。いわゆる担当課の充て職ということで。また時間もあれですが、これで終わりますが、それについての考えを聞きたいが、チャンスがあったら次回またこれについて尋ねてみたいと思いますが、今言うた、あくまでも取り扱い要綱であって、後々に要った必要経費は請求しますよ、こんなようなことになっておるのが要綱なんです。だから、そうじゃなくして、後見人になって、将来余ったその財産を寄附していただきますよでもいいし、すると言うかもわからんから、そういうふうなことをやったらどうかと、こういうふうなことを言うておるわけです。いかかですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、後見を必要とされた方のいわゆる財産処分等々が最終的には出てこようかと思いますが、ここらあたりについても成年後見人の役割の中の1つでございます。平成11年に民法の大きな改正がございましたけれども、この中で成年後見人も従来はお一人だけの選任でございましたが、その後については複数の方々の選任も可能となっております。なおかつ、成年後見人で、例えば法に触れるようなことをすることもあるということから、今度は成年後見人の監督人についても定めがございます。家庭裁判所におきましても、本人の状況を見ながら、いわゆる財産的なことがもし必要であるという判断をすれば、法律関係に詳しい方々の選任をされる、それから、いわゆる生活的な介護をすることが必要な場合については社会福祉士を選任するという、個々の状況の判断において選任されておりますので、ここらあたりの状況を見ながら今後の対応は考えていく必要があるかというふうには考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）終わりがかったんじゃけれども、それはわかるんじゃ、そのことは。だから、町がそういうふうになっていけば、そういう福祉士がどうとかなんとか言わなくても、だれでもなれるわけだから、町にそういうふうにならな。わしの言い方も悪いんかもわからん。そういうお願いがあったら、受けるか、受けんか、こういうふうにして最後に聞いてみよう。それだけです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）成年後見につきましてはケース・バイ・ケースの場合があると思います。

一律に町がということは考えませんが、必要があれば町で受けるというようなことで考えていただきたいと思います。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、申し上げます。報道のためカメラの撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

日程第2、第35号議案、海田町財政状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、海田町財政状況の公表に関する条例の制定について。地方自治法の規定による財政状況の公表について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第35号議案、海田町財政状況の公表に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書5ページ、第35号議案をお開きください。この条例は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき制定するものでございます。これまで、財政状況の公表に関する条例は制定しておりませんでした。歳入歳出予算の執行状況等については町広報紙に掲載して公表しておりました。このたび、県からの指導もありましたので、条例を制定することとしたものでございます。公表の内容につきましては、これまで公表しておりました内容と変わらないものでございます。内容でございますが、第1条は条例の趣旨を定めております。第2条は公表期日を定めており、4月1日から9月30日までの上半期の状況を11月30日までに、10月1日から翌年の3月31日までの下半期の状況を5月31日までに公表することとしております。また、第2項では天災その他避けることのできない事由により、規定する期限に公表ができないときは、町長は別に期日を定めて公表しなければならないとしております。第3条は公表の内容で、第1号で歳入歳出予算の執行状況、第2号で財産、地方債及び一時借入金の現在高、第3号

でその他財政に関する事項としております。第4条は公表の方法で、第1号から第4号までの4つの方法としております。第5条は委任条項で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めることとしております。附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田議員。

○13番（原田）過去にこの条例がなかったということで、県からの指導もありという説明が今ありましたけれども、県内において他の町のレベルでこういうことをやっていなかったということですか。それとも、もうやられているところもあったということですか。その辺の確認はできますか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）県内の町においてはすべての町で条例の制定をされております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第36号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第36号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、町たばこ税の税率の引き上げ等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、第36号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定に

ついでに、条例案についてご説明いたします。議案書7ページをお開きください。条例の改正内容を資料2の海田町税条例の一部を改正する条例の要旨によってご説明いたします。また、資料1の海田町税条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、資料2をお願いいたします。条例の改正の内容についてご説明いたします。まず(1)の町民税関係の改正についてからご説明いたします。第19条の改正ですが、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について規定したもので、地方税法第321条の8の改正に伴い、引用条文のずれが生じたものでございます。施行期日は平成22年10月1日でございます。また、入湯税に係る延滞金の項目を追加いたしました。これに係る施行日としましては、公布の日から施行いたします。

次に、第31条第3項の改正ですが、均等割の税率について規定したもので、地方税法第312条の改正に伴い、引用条文のずれが生じたものでございます。

次に、第36条の3の2と第36条の3の3の改正ですが、これは個人の町民税に係る給与所得者と公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定したもので、給与所得者や公的年金等受給者に係る扶養親族申告書の提出義務の規定の整備を行うものでございます。これは、所得税法の改正に伴い、所得税の申告で16歳未満の扶養親族の情報収集を行わなくなりますが、住民税では非課税限度額判定のため、16歳未満の扶養親族の情報が必要であり、そのため、控除見直しに伴う扶養親族申告書の規定を新設したものでございます。施行期日は平成23年1月1日でございます。経過措置としましては、この規定は平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用いたします。

次に、第48条第1項から第4項の改正ですが、これは法人の町民税の申告納付について規定したもので、地方税法第321条の8の規定の改正等に伴い、引用条文の変更を行うものでございます。施行期日は平成22年10月1日です。

次に、第50条第2項、第3項の改正ですが、これは法人の町民税に係る不足額の納付の手続きについて規定したもので、地方税法第321条の8の規定の改正に伴い、引用条文の変更を行うものでございます。施行期日は平成22年10月1日でございます。

次に、附則第19条の3につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例を規定したものでございます。2ページの四角で囲んである参考をご覧ください。平成24年から実施される上場株式等に係る税率が10%から20%になることにあわせて、租税特別措置法による非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されることに伴い、上場株式等の譲渡所得等の

所得について、非課税口座内分と非課税口座以外分を区別して計算することとなります。非課税口座につきましては、平成24年から26年に開設したもので、投資額は1年100万円までですが、これを受けての上場株式等に係る譲渡所得に関する所得計算の特例についての規定を追加したものでございます。施行期日は平成25年1月1日です。

次に、(2)の固定資産税関係の改正についてご説明いたします。第54条第6項、第7項の改正ですが、固定資産税の納税義務者等について規定したもので、施行規則第10条の2の10の改正により、文言の削除及び引用条文の変更を行うものでございます。施行期日は、第6項については地方自治法の一部を改正する法律の施行日です。第7項については、平成23年1月1日です。

次に、(3)の市町村たばこ税関係の改正についてご説明いたします。第95条の改正ですが、たばこ税の税率を規定したもので、四角で囲んである旧3級品以外の製造たばこの税率の引き上げをご覧ください。まず町税ですが、1,000本当たり3,298円が4,618円になって、1,320円ほど引き上がります。次に県税ですが、同じく1,000本当たり1,074円が1,504円になって、430円上がります。次に国税ですが、3,552円が5,302円になって、1,750円上がります。合計で1,000本当たり3,500円上がりますので、1本当たり3.5円上がります。これを1箱で見ますと、通常20本入りですので、1箱70円ほど税金が上がります。すなわち、たばこの種類によって違いはありますが、現在一番よく売れているたばこで見ますと、1箱300円のたばこが410円になることが予想され、110円の値上げとなります。この中に先ほど申し上げた税金70円のアップ分がありまして、残りの40円分については税金以外の値上げ分ということになります。

次に、附則第16条の2の改正ですが、たばこ税の税率の特例を規定したもので、四角で囲んである旧3級品の製造たばこ、エコーとか、わかばとかいったたぐいのものでございますが、その税率の引き上げですが、合計で1,000本当たり1,662円上がりますので、1本当たり1.6円上がります。これを1箱で見ますと、通常20本入りですので、1箱32円ほど税金が上がります。施行期日としては、平成22年10月1日です。3ページをお願いいたします。経過措置としては、平成22年10月1日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、従前の例によります。また、たばこの販売業者等が手持ち品として平成22年10月1日において合計2万本以上の製造たばこを販売するため所持する場合には、その所持するたばこが手持ち品課税の対象となります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）2ページのたばこ税、便乗値上げも一緒に入っている値上げなんですけれども、平成22年10月から半年が新たなたばこ料金になるわけですけれども、駆け込みで購入される方、これを機会にやめられる方もいらっしゃると思うんですけれども、当初予算計上よりも半年間、たばこが上がりますと税も入ってくると思うんですけれども、その歳入はどのくらいを見込まれていますでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）現時点でたばこ税の税率アップ分につきましては、基本的にはJT等の問い合わせもしたところ、どのぐらいの方がやめられるか、また、新たに吸われる方よりもやめられる方の方が多んじゃないかという話もございまして、現時点では、町税のタバコ税の収入自体が増えるのか減るのかということははっきりしていないのが現状でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、現実いつごろになると、この値上げをしたことによる収収の増減がわかるんでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）前回の値上げが平成18年7月に上がっております。そのときは大体1年後ぐらいを見たときに、安定した、はっきりしたものがわかっておりまして、今回はそれと値上げ幅が全然違う、大きいというようなこともありまして、現時点ではそれがはっきりしたことはわかりません。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決しま

す。

〇議長（久留島）日程第4、第37号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（山岡）第37号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整理を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

〇議長（久留島）住民課長。

〇住民課長（伊藤）それでは、第37号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の15ページ、第37号議案をお開きください。

あわせて、資料3の条例新旧対照表もお願いいたします。今回の改正は、国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、海田町国民健康保険条例第8条第1項中の引用条文について、いわゆる条ずれがありましたので、規定の整理を行うものでございます。今回の条例が引用しております国民健康保険法の改正は、医療費安定化のための措置を特に講ずる必要がある場合に国が高医療費市町村として指定していた第72条の4の規定が削除されまして、特定健康審査等に要する費用負担に関する同法第72条の5の規定が第72条の4へ繰り上げられました。この法改正に伴いまして、条例第8条第1項中の引用規定について、第72条の5から第72条の4へ規定の整理を行うものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を公布の日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

〇議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

〇11番（西山）単純なことなんですけれども、72条の5を4に移行させたわけですから、旧の1から4は略はいいんですけれども、新のところは1から3が略と違うんですか。4はこの4に移行したことが入ってきますので、略は1から3となるのではないのでしょうか。新の方です。

〇議長（久留島）福祉保健部長。

〇福祉保健部長（内田）これは1から4があったのを略しただけなので、同じ内容がそのまま残るという意味で、1から4の略、1から4の略という表現をしたものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）旧の場合は5を4に今回するわけですよね。ですから、1から4はいいいんですけれども、次の5を4にしたのであればという形とは違うんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆる法の引用条文の規定の整理でございますので、このとおりの規定で正しいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。インターネットからホームページを開いて例規集を見ると、私が間違っているかどうかわかりませんが、もう削除された条例文になっておったんですが、中身が、第8条の第1項、保健師による健康指導、あの項目ですよね。それから、2は衛生教育、感染とか健康診断とかいう。この項目の中で、ホームページで開いてみて、ずっとたどっていったらもう削除されている状況であったと私は見たんですが、それはないんですか。そこをお尋ねします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）今、佐中議員の言われたものは国民健康保険法の部分の削除という意味でございますか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、この72条の4とか5とかいうのは別のところにあるということですか。ちょっと理解しがたいんですが。私が開いたのは国民健康保険条例の中で開いていったんです。それで見たら、72条の4しかなかったんです。5が削除されるんだったら、5があってもいいはずじゃがなと思ったんです。私の勘違いかどうかわかりません。ちょっと疑問に思ったので、お尋ねするんです。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）私どもは規定の条例の改正でございますので、72条の5が72条の4に変わるという表現に変えたということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第37号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第5、第38条議案、平成22年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第38条議案、平成22年度海田町一般会計補正予算(第3号)。平成22年度海田町一般会計補正予算(第3号)につきましては、公民館改修事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 財政課長。

○財政課長(臼井) 第38号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。初めに、このたびの補正予算につきましては、本年度から新規に創設された雇用対策・地域資源活用臨時特例費などにより普通交付税の大幅な増額がありましたので、本町としましてもその趣旨を踏まえ、町の経済対策として工事の前倒し等の増額補正を行っております。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、お手元にお配りしております資料4の平成22年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。3ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の財産管理費の財産管理事業につきましては、工事施工に伴い、配転となった街区基準点を新設するため、47万9,000円増設するものでございます。

次に、民生費の児童福祉費のひまわりプラザ費の子育て応援事業につきましては、子育てヘルパー派遣事業の利用が当初見込みより上回ったため、94万6,000円増額するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の保健センター管理事業につきましては、インフルエンザ等感染症の流行時期に備え、空気清浄機を購入するため、19万8,000円増額するものでございます。次に、保健センター改修事業につきましては、1階ロビーに相談室を整備するため、52万円増額するものでございます。次に、予防費の疾病予防事業につきましては、額の確定に伴い、平成21年度感染症予防事業費等国庫補助金の

一部を返還する必要が生じたため、75万2,000円増額するものでございます。4ページをお願いします。衛生費の清掃費の塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、入札により決定した資源物売り払い単価が当初見込みを上回ったため、後ほど歳入でご説明いたします資源物売払金収入の増額とあわせて、資源物回収奨励金を300万円増額するものでございます。次に、環境センター公用車整備事業につきましては、低公害車普及事業国庫補助金を活用して、環境センターにあるダンプ車及びパワーゲート車各1台を低公害車に買いかえるため、1,170万7,000円増額するものでございます。

次に、農林水産業費の農業費の農地費の農道水路改修事業につきましては、大雨による損壊箇所の復旧工事のため、115万円増額するものでございます。

5ページをお願いします。土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の町道改良事業につきましては、町道2号線中店橋周辺地域の交通安全対策を推進するため、予備設計費として130万円増額するものでございます。次に、橋りょう維持費の橋りょう修繕事業につきましては、日の浦橋塗装工事やその他町内橋りょう修繕工事のため、630万円増額するものでございます。次に、土木費の都市計画費の公園費の海田総合公園管理事業につきましては、総合公園にあるスクラム軽トラックを買いかえるため、82万円増額するものでございます。次に、一般公園管理事業につきましては、行政報告で報告したとおり、曙公園用地について10月以降も継続して使用することとなったため、清掃管理業務委託料2万4,000円を増額するものでございます。次に、一般公園改修事業につきましては、港町公園改修工事による増額補正と、曙公園遊具等撤去工事が取りやめになったことによる減額補正をあわせて727万円増額するものでございます。次に、土木費の河川費の排水路費の町内水路修繕事業につきましては、大雨時に排水不良が原因で南明神町地内の工場内に浸水被害をもたらせたため、対策工事として230万円増額するものでございます。6ページをお願いします。河川費の河川修繕事業につきましては、大雨による瀬野川河川敷が洗掘被害を受けたため、復旧工事費として50万円増額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員用ヘッドライトやトランシーバーを購入するため、57万1,000円増額するものでございます。次に、水防費の水防事業につきましては、移動系携帯型無線機19台を購入するため、575万円増額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費の事務局費につきましては、後ほど歳入でご説明いたしま

す特別支援教育総合推進事業県委託金の財源振替でございます。7ページをお願いします。教育費の社会教育費の公民館費の公民館改修事業につきましては、昨年度整備した海田公民館と同様に海田東公民館に個別空調設備を整備するため、2,230万円増額するものでございます。なお、補正予算に計上しております工事箇所については資料5から8までの工事箇所図に掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いします。地方特例交付金につきましては、額の確定に伴い、1,060万6,000円減額するものでございます。

次に、地方交付税の普通交付税につきましては、額の確定により2億9,329万6,000円増額するものでございます。なお、確定額のうち約1,300万円につきましては、今後の補正予算等に備えて財源留保しております。

次に、国庫支出金の国庫補助金の衛生費国庫補助金の清掃費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました環境センター公用車整備事業の特定財源として低公害車普及事業補助金115万1,000円を増額するものでございます。

次に、県支出金の県委託金の教育費委託金につきましては、歳出でご説明いたしました財源振替に係る特別支援教育総合推進事業委託金6万4,000円を増額するものでございます。

2ページをお願いします。繰入金の基金繰入金につきましては、普通交付税等の増額に伴う財源調整として、財政調整基金繰入金を2億7,004万円、公共施設等整備基金繰入金を5,700万円減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、額の確定により、前年度繰越金1億82万5,000円を増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、歳出でもご説明しましたとおり、入札により決定した資源物売り払い単価が当初見込みを上回ったため、資源物売払金630万円を増額するものでございます。次に、療養給付費負担金返還金につきましては、額の確定に伴い、189万7,000円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第38号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,588万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,055万円とするものでございます。

以上で平成22年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○8番（西田）歳入の面で、基金への繰り出しがなされているんですが、財政調整基金は現在幾らになっているのか、もう一つ、公共施設等整備基金は現在幾らになっているか、この2点をお伺いいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）今回、基金の繰入れを取りやめておりますので、これはあくまでも見込みでございますが、平成22年度決算見込みで財政調整基金が18億5,200万程度、公共施設等整備基金が3億5,000万程度になろうかと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）資料4の3ページの今回子育てヘルパー派遣事業委託料を94万6,000円増額されております。平成21年度の実績額は37万5,000円でした。当初予算額は、委託料ですから、明確に出ておりませんが、現在どれだけの利用者があつて、この予算計上は今後半年間でどれだけの利用見込みを積算されての予算計上でしょうか。

それともう1点は、5ページの一般公園改修事業でございますけれども、ここに表記は港町公園改修事業となっておりますけれども、この工事箇所図によりますと、肥田さんの碑を移設と公園・トイレ改修ですけれども、この肥田さんの碑を高架の下に移設ということになっておりますけれども、これは私もよくわかりませんが、持ち主の方のこの場所への移設は、了解のもとだから出ていると思うんですけれども、そのときに、高架下ということで何ら問題はございませんでしたでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、子育てヘルパーの派遣事業でございますが、現在の利用者は3名でございます。当初250日分を見込んでおりましたけれども、現在の利用状況からすれば年間で584日程度は必要になるということで今回補正をお願いしたものでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）肥田さんの碑の件でございますが、これは持ち主というか、ご血縁の方が町内にいらっしゃいますので、たまたま昨日あちらのご都合で伺って、今回の場所に移すというご説明をいたしました。一番は、もともとあの碑が広島・呉間の国道建設にご尽力されたということになっておりまして、31号線沿いで適地を見つけましたというご説明をいたしました。現在の場所に比べると若干高架下ということでのあれもあろう

かと思いますが、最終的にはご了解いただけたものというふうに解釈して昨日戻ってまいりました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういったしますと、この予算書が出たときにはまだ肥田さんの方にはお話し合いには行かれていなかったという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）予算を組みました段階で、趣旨も含めましてご面会の申し出をしたんですけれども、相手方のご都合で昨日の夜を指定されたものですから、私どもとしては予算書配付前というふうに申し上げたんですけれども、昨日という指定でございましたので、やむを得なかったというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）町行政の方もここしか適地がなかったんだと思うんですけれども、やはり先人を大事にするという観点からいきますと、高架下というのはあまりにも理不尽ではないかなという気がしているんですけれども、精査されれば、ほかにもっと適地があったのではないかと思いますけれども、それはもうここしかなかったわけでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほども申しましたように、この碑が広島・呉間の国道ということになっておりますので、現在では31号線、それから県道広島海田線、この沿線ということになりますと、町有地として持ち合わせがございました。それから、この高架下ということだと国土交通省の高架事業として、このたび曾田とかも使わせていただくわけなんですけれども、その一環として申し入れたところ、了解がとれましたので、公共用地ということで考えましたときにはこの場所しかなかったということになります。一応高架下というふうにしてしておりますが、周りにつきましても若干のポケットパーク的なものにして、むき出しの形にならないような配慮等をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、説明書の6ページ、先ほど水防の無線云々という説明がよく理解できなかつたんですけれども、前にも言うたんですが、消防の無線、トランシーバーとかヘッドライトとか、こういうものを整備する、こういうふうにお願ひとか、したらどうかというようなことを言うたと思うんですが、ここで水防と消防と

のまず兼ね合い、水防は水防で整備、消防は消防でこういうものを整備するのか、この辺の説明がはっきりしない。両方いくのか、要するに改めてなぜ水防にしたのかというふうなね。どういうふうな形で使うのかと。まとめて。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）ここでの消防団用備品というふうになっておりますが、これは消防団が火災等の現場で使うための小さな小型トランシーバーでございます。水防事業というのは、これは町が災害対策で出動するための携帯型の移動系無線でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それがようわからんのだ。消防も水防も、変な言い方じゃけれども、同じじゃないのか。職員が使うのでどうかという説明がどうも不十分だ。消防は消防でこういう備品をいっぱいそろえるようになるんじゃないか。だから、もうちょっとわかりやすく言うと、水防と消防でなぜ兼用できないのかということ。それで、町職員が持つて出るものと、団員が、いわゆる自治消防団員が持つて出るものということになるが、団員のものについては、前に言うたときには、各分団には何台やらあるので、要らんのであるというような言い方ね。それをまた今さらになって整備しておく。それでどうかしたら今度は、いや、これは町用だ、これは団員用だと。二重、三重のような投資みたいなことになるので、兼用した、もっと何か使えるのかどうかという。例えば周波数が、これは使うときには消防団員に出てもらわにゃいけん。町用ということになると、職員が持つて出るものだろうと。そうすると、その周波数が使えるのかどうかという、そこらの問題もあるので、ただ単に水防で使えます、町用で使えますと言うただけじゃわからないということで、もっと詳しく説明してくれと言うたんじゃ。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）消防団での備品、これは小さな小型トランシーバーというふうに申し上げましたけれども、これは電波法にかからない通常のトランシーバーでございます。これはあくまでも消防団の備品ということで非常備消防費で計上させていただいております。水防事業、これは庁用備品、これは先ほども言いましたように、あくまでも町の災害対策、町職員が使用しておりますものでございまして、これは消防団も兼用はするんですけれども、その中で電波法に則った形の移動系防災行政無線ということでございます。

○議長（久留島）ほかにございません。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。先ほどの肥田琢司さんの碑の移設のことなんですけれども、今度はあそこの高架の下でということなんですけれども、あそこは今のポケットパークのような公園を整備するという事だったんですけれども、その中身というんですか、今の石碑は、歩道があって、見えるんですけれども、今度ここは、歩道はあるにはあるんですけれども、ちょっと離れたようなところで、盛り土がしてあるというんですか、一段高くなるようなことで、かなり、見てもらうには整備がある程度必要じゃないかというふうな気がするんですけれども、駐車場やなんかの問題も含めて、自転車とかバイクですよ、あそこは全くそういうような置き場がないですから。そういうふうな整備も高架下にされるのかどうかということと、将来あそこが高架になった場合、今の場所でいいのか、またどこかへ撤去されるのかどうかというのを伺いたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在あそこの大正町のところの高架下で、歩道に接した部分に碑を建てると。高架下につきましては、あそこの高架は一応完成形となっておりますので、あの高架の大規模改修がない限り、あの場所がいわゆる高架下活用として使えるということで今回の移設先として選びました。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第39号議案、平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第39号議案、平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料

等納付事業費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤） それでは、第39号議案、平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料9の補正予算説明書をお願いいたします。2ページの歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金70万1,000円の増額は、平成21年度の出納整理期間中に徴収した保険料等を広域連合に納付するためでございます。

1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。繰入金70万1,000円の増額は、歳出で説明しました広域連合への納付金の財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

それでは、第39号議案をお願いします。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ70万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを2億6,488万4,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、発議第5号、消費税の増税に反対し、食料品非課税を求める意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）消費税の増税に反対し、食料品非課税を求める意見書案を提案いたしま

す。提案理由を述べます。

国民の暮らしは、収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担が増えて苦しくなるばかりです。

消費税は、導入時も、5%への引き上げのときも、現在も、社会保障のため、国の財源が大変などを増税の理由とされてきましたが、医療や年金などの社会保障は削られ、国の財政赤字は膨らみ続けています。

社会保障財源を確保するには、大企業、一大資産家向けにこれまで行われてきた減税をもとに戻すとともに、無駄遣いをきっぱりとやめ、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきではないでしょうか。

政府は2011年度からの消費税増税をねらっていますが、消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまいます。そもそも消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる、最悪の逆心的な税制です。増税が貧困と格差を一層ひどくすることは明らかです。

今求められているのは、減税して家計を応援することです。イギリスが付加価値税を引き下げたように、日本でもできないはずはありません。

私たちは、国民の暮らしや家計を守るため、消費税の増税に強く反対するとともに、食料品など生活必需品を非課税にするなど、暮らしに係る消費税を減税することを求めます。

よって、次のことを強く要請いたします。

- 1、消費税の増税は、やめること。
- 2、食料品など生活必需品を非課税にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出し、提案理由に代えさせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。発議第5号、消費税の増税に反対し、食料品非課税を求める意見書案に反対の立場で討論いたします。

意見書案でご指摘のとおり、我が国日本は消費税導入、税率引き上げを行ったにもかかわらず、小泉構造改革により社会保障を切り捨ててまいりました。しかしながら、租税負担率と社会保障負担率をあわせた国民負担率を比較した場合、日本は39.0%と、アメリカの34.9%よりわずかに大きいものの、イギリスの48.3%、ドイツの52.4%、フランスの61.2%と比べ、負担は非常に小さいものとなっております。このことから言えるのは、日本は現在の国民負担率のままではアメリカのような弱者切り捨ての低福祉国家にならざるを得ないということであります。

また、消費税は所得の低い人ほど負担が大きいという逆累進性について述べられておりますが、ヨーロッパ各国のようにきめ細かい社会保障制度の実施と、被扶養者が多い世帯への直接給付により、十分に補完されるものであります。

イギリスの付加価値税率引き下げに関しましては、昨年15%まで引き下げられたものの、何ら経済効果はなかったことから、現在は17.5%に戻されており、来年1月から20%に引き上げられる予定であります。その一方で、法人税は現行の28%から、4年かけて24%まで引き下げることと決めております。

食料品非課税についても触れられておりますが、EU加盟国の中でゼロ税率を適用しているのは、イギリス、アイルランド、キプロス、マルタの4カ国のみであります。食料品を含めた特定品目への軽減税率はすべての加盟国で適用しておりますが、その基礎となる標準税率が15%から25%に設定されており、我が国と比較して非常に高い税率を課しているからこそ可能だと判断されます。

現在の我が国日本は財政の再建、健全化が求められているだけでなく、戦後復興の名のもとに後回しにされてきた国民福祉の充実を少子・高齢化が急速に進む中で実現しなければならないという、世界的に例を見ない大変厳しい状況に置かれております。

以上のことを踏まえ、今後、消費税の増税に関しては議論が必要と考え、本意見書案に反対するものであります。以上です。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。岡田議員。

○7番（岡田）発議5号、消費税の増税に反対し、食料品非課税を求める意見書案に賛成の討論をいたします。

菅首相が消費税を10%に引き上げるという選挙政策を発表いたしました。年収200万円

以下の非正規労働者が急増し、景気の悪い中、こうした増税が実施されると私たちの暮らしは成り立たなくなってしまう。後期高齢者医療制度や介護保険料、年金生活者にとって大きな負担がのしかかってきます。今回の選挙結果を見ても、国民が消費税増税に反対する民意です。

そもそも消費税は社会保障のために導入するという触れ込みでした。しかし、消費税が導入されて20年、私たちの暮らしや社会保障は充実したでしょうか。今まで消費税として支払ってきた税金は総額で約213兆円です。一方、大企業に対する法人税は、景気対策として最高税率を引き下げるなどして、大企業優先の政治を進め、183兆円もの減税をしています。今回の消費税増税も大企業や大金持ちの減税と抱き合わせの増税となっています。消費税は社会保障のための財源と言われてきましたが、消費税が導入される以前と比べても、社会保障は年々改悪され、医療費でサラリーマン本人の窓口負担が1割から3割に、高齢者の外来窓口負担も月800円の定額負担から1割または3割になりました。国民健康保険税あるいは国民健康保険料も1人平均5万6,347円から、2006年には8万2,580円に、厚生年金の支給開始年齢も60歳から段階的に65歳に、国民年金保険料も月額7,700円から倍の1万4,660円に引き上げられ、公立公営の保育所の箇所数は1988年の1万3,657カ所から1万1,240カ所に減らされました。所得の低い人や高齢者には情け容赦なく課税される最悪の税金となっています。また、自公政権のもとで2002年度から社会保障費の自然増を毎年2,200億円削減した結果、8年間で8兆5,600億円も削減しました。その結果、2004年には所得税の配偶者特別控除の一部廃止、厚生年金あるいは国民年金保険料はこの年から毎年引き上げられ、2005年度には65歳以上の公的年金控除が引き下げられ、所得税の老年者控除の廃止、住民税の配偶者特別控除の一部廃止、2006年には所得税・住民税の定率減税の半減、2007年には所得税・住民税の定率減税の全廃として、住民所得税の税率を一律に10%、これに改悪されました。

2010年度の国と地方での単独赤字財政は44.8兆円、年度末の長期債務残高は862兆円となろうとしております。菅首相はあと二、三年でギリシャのような財政危機に陥ると危機感をあおっています。しかし、財政危機をつくり出した根源は、1990年代に続けられた大型公共事業のばらまきと軍事費の膨張にあります。公共事業をめぐっては、1990年に日米構造協議が行われ、アメリカの圧力のもとで年間430兆円を公共事業に使う公共投資基本計画がつくられ、村山内閣になってこれが630兆円に膨れ上がりました。これがたことになって、1980年代中ごろまでは年間20兆円だった公共事業が異常に膨張しました。

その結果、1993年から95年の間に年間50兆円にもなりました。そして、全国に無駄な公共事業があふれ返り、海を見れば港をつくりたくなる、川を見ればせきとめたくなる、海峡を見れば巨大な橋とトンネルを掘りたくなる、空を見れば空港をつくりたくなるというゼネコン病が全国を覆いました。こうしたことが今の財政危機をもたらしました。財政危機の解決には、暮らし最優先の経済戦略を実行することです。国は、大企業の過剰な内部留保と利益を社会に還元するとともに、国の予算を暮らし最優先に組み替えることです。そして、歳入と歳出の改革で無駄遣いの一掃、特権的な不公平税制の一掃に聖域を持たずに取り組む。軍事費に見られるような、アメリカへの思いやり予算や、グアムへの米軍基地移転費用の負担など、世界に類のない負担費用を徹底して切り詰める。このことを実現すれば、消費税増税なしに財政再建、国民の暮らしや家計を守ることは可能です。また、緊急の問題として食料品の非課税、これに早期に取り組むべきです。

以上のことから、消費税の増税に反対し、食料品非課税を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第5号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第5号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数と認めます。よって、発議第5号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）ただいま、原田議員外8名から、発議第6号、山岡寛次町長に対する問責決議案が提出されました。お諮りいたします。

発議第6号、山岡寛次町長に対する問責決議案を日程に追加し、追加日程第1として審議することについて採決します。この採決は起立によって行います。本案を日程に追加し、追加日程第1として審議することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第6号、山岡寛次町長に対する問責決議案を日程に追加し、追加日程第1として審議することは可決されました。案を配付いたします。

(決議案配付)

○議長（久留島）追加日程第1、発議第6号、山岡寛次町長に対する問責決議案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。原田議員。

○13番（原田）13番、原田でございます。皆様のお手元に配っていただきました案文を読み上げて、提出理由に代えさせていただきます。

山岡寛次町長に対する問責決議案。

町長の所信表明の中には、役場庁舎移転事業については、移転候補地が決定次第、事業手法の比較検討を含めた基本計画の策定を行い、新庁舎の基本理念や整備方針を定めるとともに、より具体的な施設の規模や機能等を明らかにしてまいりますと明言されております。

平成22年3月の予算審査特別委員会において、役場庁舎移転事業の予算の執行については移転候補地が一本化されてからの執行であると町長執行部は明言しています。

いずれも本会議・予算審査特別委員会の会議録に記されている。

ところが、平成22年9月7日定例会の一般質問の答弁の中で、本会議が終わり次第、業務委託に着手する準備を始める、執行権は町長に与えられた権利であるなどの発言があった。

このような発言は矛盾きわまりないものである。町民の意向や議会の意志を軽んじているとしか言えず、町政の最高責任者として民主主義の根底を覆すものであり、リーダーシップの欠如は今後の海田町政に大きな汚点を残すことになる。

よって、山岡寛次町長に猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上であります。賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）ただいま提出されました山岡寛次町長に対する問責決議案に反対討論をいたします。

予算を組み、議会に提案して可決されております。これまでの未執行の原因は、町をはじめ幹部によるそういう問題と、もう一つは議会にあるというように思います。先ほど提案された中身も、町長も議員の多くからアンケートの尊重であるとか、昨年12月議会の決議等々がありますが、その対応は不十分であるということは私も認識しております。しかし、町民の間では、まだ解決していないのか、どうなっているのか等々あり、平成24年度までに立ち退きが余儀なくされております。高架事業を早く進めることが町民サービスの向上につながるし、まちづくりの根幹にかかわる新たな出発でもあります。中学校のプール跡地の建設は、最悪の場合は3分の1の買い取りとなった場合、約13億円増であります。また、そうでなかったら賃貸で借用となります。そして、学校用地も削減され、教育環境が悪化することにつながります。いずれにせよ、今一番犠牲になっているのは町民であります。これからのまちづくりのため、お互いが歩み寄ることを切望して、反対討論といたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。西田議員。

○8番（西田）賛成の立場で討論させていただきます。

今回の町長の発言は突然と言わざるを得ません。議事録等を確認させていただきました。3月の定例議会においては、先ほどの発議の中にもございましたように、候補地が決定次第という形で所信表明演説で述べられていると議事録に載っております。また、同じく予算特別委員会においても、一本化なされない限りはこの予算の執行はない、間違いございませんかという質問に対して、そのように考えておりますという答弁が副町長からなされております。また、同じく予特の中でございますが、審議の経過におきまして皆様に賜りましたご意見、要望は新年度の施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいりますと言われております。また、議長におきましては、この要望を十分反映された特別な配慮のもとに執行されるようにというふうに苦言を刺されておりました。また、もう一つございますが、これは定例議会におきまして、海田市南口東街区を庁舎候補地に決定した場合は速やかに仮庁舎に関する具体的な計画を策定いたしますと、こういうふうに述べられているわけなんです。今回提案されているのは仮庁舎の移転すらも計画が表明されておられません。それらの流れを勘案しますと、実際に議事録等で発言されている内容とは異なる内容のものが今回の定例会で説明がなされました。そういった意味から、この決議案に賛成するものでございます。皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成、反対、いずれの討論ですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成討論を許します。多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。決議案に賛成の立場で討論いたします。

昨日の町長の答弁は、現状を打破し、少しでも前に進めたいというお気持ちは大変理解できます。しかしながら、案文にあるように、予算委員会及び3月議会での発言、これは議会との約束と考えられます。これに明らかに反しており、容認できないものがあります。庁舎問題を前進させ、一本化するには、現在地に方針を変えられることがよいと私は考えます。その期待も含めて賛成討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）崎本議員、賛成討論を許します。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。私はこの問題に対して何を賛成するかというたら、庁舎問題は、これには関係ないと。予算委員会の委員長として提案したことを守られなければならないことを、これは執行権は町長にありますが、議会の一員として、やっぱりルールというものは守らにゃいけないことは確かだと思っていて、それを無視されたことに私はいかんと思いますので、これに賛同いたします。以上で終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第6号、山岡寛次町長に対する問責決議案を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

本決議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第6号、山岡寛次町長に対する問責決議案は可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成22年第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後2時20分 閉会